

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 22 年 2 月 15 日招集
第 11 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審 議 結 果 等	4

2月15日

議 事 日 程 (第 1 号)	8
開会及び開議宣言	10
会議録署名議員の指名 (神崎浩之君・菅原 巧君)	10
会期の決定	11
施策推進方針の表明について	11
認 第 1 号 専決処分について	12
発議第 1 号 一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	13
発議第 2 号 一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定について	13
議案第 1 号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算	14
議案第 2 号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	14
一 般 質 問	19
菊 地 善 孝 君	19
1. 特別養護老人ホームの緊急増設、増築への支援策について	
2. 社会福祉法人「七星会」による特別養護老人ホーム事業取り組み内容について	
勝 浦 伸 行 君	27
1. 一関清掃センター周辺地域の美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全の推進 に関する事業について、平成20年度以降の実施内容	
2. 平成22年度の一関清掃センターごみ焼却施設における整備費の内容、平成23年以降の整備 費の内容、その根拠	
3. 県南地区ごみ処理広域化検討協議会の検討内容の進捗状況、一関清掃センターごみ焼 却施設について、今後の管理者の考え方を伺う	
4. 市設置型に比べて、維持管理が遅れがちである個人設置型の浄化槽汚泥処理の現状と その対応	
神 崎 浩 之 君	36
1. 介護保険事業計画の策定、推進は行政主導ではなく住民本位で	
(1) 前政権の緊急経済対策等で恩恵にあずかった、第4期計画実施期間における第5期 計画の前倒し分の事業内容は	
(2) 第4期計画の評価は	
(3) 第5期計画の策定方針、体制は	
(4) 計画の策定に当たっては、行政がつくったものを承認する方式ではなく、住民、事 業者、議会の意見を取り入れ、住民本位の計画策定にすべきではないか	
2. 両磐地区の「地域包括ケア」体制は整っているのか	
(1) 地域医療を守るための「地域包括ケア」体制の構築は	
(2) 権利擁護と虐待防止の体制は	

- (3) 障がい者施策と介護保険事業は密接に実施されているか
- (4) 何回も苦言を呈している「両磐地区の地域包括支援センターの体制」であるが、県内他市の優良事例や全国の先進的市町村から学んでいるか
- (5) 両磐地区の地域包括支援センター体制における、不良部分は何ととらえているか
- (6) 政府の事業仕分けで「介護予防」は効果がないと指摘されているが、両磐地区の「介護予防」事業は効果が出ているか

岡田 ともみ 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

1. ごみ処理施設の改築について

「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」の進捗状況はどうなっているか

2. 合併浄化槽の管理体制について

原則的な浄化槽清掃ができていますか

菅原 巧 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

1. 5年後 10年後の介護計画について

団塊の世代が高齢者の仲間入りする中、将来に不安を感じていることから、今後10年20年後の高齢化率と要介護者数のシミュレーションを出していただきたい

2. 地球温暖化への対応について

ごみ焼却場でのCO2排出量減の取り組みは

2月16日

議事日程(第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

議案第 1号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算・・・・・・・・・・・・ 64

議案第 2号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算・・・・・・・・ 64

閉会中の継続審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

緊急質問について・・ 74

閉会宣言・・ 77

第 11 回 定 例 会 日 程 表

2 日 間

〔 自 平成22年 2 月15日

至 平成22年 2 月16日 〕

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	2 月 15 日	月	午前 1 0 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 先議案審議 上記以外の議案上程（提案理由及び補足説明） 一般質問
2	2 月 16 日	火	午前 1 0 時	本 会 議	議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1号	専決処分について	2月15日	承 認
議案第 1号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算	2月16日	原案可決
議案第 2号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	2月16日	原案可決
発議第 1号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	2月15日	原案可決
発議第 2号	一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定について	2月15日	原案可決

第 1 日 目

受理した議案

認 第 1号 専決処分について

議案第 1号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算

議案第 2号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

受理した発議案

発議第 1号 一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 2号 一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定について

議 事 日 程 (第 1 号)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4	認 第 1号	専決処分について
日程第 5	発議第 1号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 6	発議第 2号	一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定について
日程第 7	議案第 1号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 8	議案第 2号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 9		一般質問

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成22年2月15日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成22年2月8日
告示番号 第4号
招集日時 平成22年2月15日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	神崎浩之君	5番	熊谷裕君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩淵一司君

欠席議員

なし

職務のため出席した職員

事務局長	菊地敬喜	事務局次長	佐藤甲子夫
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	高橋一男君
副管理者	畠山博君	広域行政組合事務局長	中里秀孝君
介護保険担当参事	阿部照義君	環境衛生担当参事	下村透君
介護保険課長	松岡睦雄君	介護福祉主幹	青山モト子君
介護福祉主幹	熊谷正明君	環境衛生課長	菅原直君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君
会計管理者	鈴木道明君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第11回広域行政組合議会定例会

平成22年2月15日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（岩淵一司君） ただいまの出席議員は18名です。

平成22年2月8日一関地区広域行政組合告示第4号をもって招集の、第11回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（岩淵一司君） 受理した案件は、管理者提案3件、議員発議2件です。

議長（岩淵一司君） 次に、管理者から平成22年度当初予算提案に当たり、平成22年度の施策推進方針の表明方の申し出がありました。

次に、菊地善孝君ほか4名の諸君より一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、1名から議案に対する質疑通告書を受理し、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承を願います。

次に、一関地区広域行政組合議会会議規則第90条ただし書きの規定により、議員派遣を当職において決定し実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（岩淵一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（岩淵一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議長（岩淵一司君） 管理者より人事紹介の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） この機会に監査委員をご紹介申し上げます。

11月6日付けで選任いたしました千葉孝さんであります。

監査委員（千葉 孝君） 一言ごあいさつを申し上げます。

私は藤沢町議会議員、千葉孝でございます。

私は、浅学未熟者でございますが、皆様方に一関地区広域行政組合監査役と、こういう身にも余る光栄な職責をいただきましたが、この責務の重責の重さに身の縮む思いでございますが、いずれこの責務を全うするためには、やはり日ごろ、研さんを重ねながら毅然たる姿勢をもとにこれを遂行してまいりたいなど、こう思うのであります。それにしましても、当広域行政組合議会の議員各位、あるいは関係機関の皆様よりのご指導、ご鞭撻、ご支援を賜らなければできませんので、このお願いを申し上げながら、私の所信を含めましてあいさつといたします。

管理者（勝部 修君） 以上で紹介を終わらせていただきます。

議長（岩淵一司君） 以上で人事紹介を終わります。

議長（岩淵一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議長（岩淵一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

4番 神 崎 浩 之 君

14番 菅 原 巧 君

を指名します。

議長（岩淵一司君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの2日間と決定しました。

議長（岩淵一司君） 日程第3、施策推進方針の表明について、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 第11回組合議会定例会の開会に当たりまして、平成22年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、平成18年4月の設立以来、日常生活の結びつきが強い一関市、平泉町及び藤沢町の住民の皆様に対しまして、ごみ及びし尿処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行ってまいりました。

この間、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご支援とご協力により、組合運営が堅調に推移してきていることに対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

今後におきましても、管内人口の減少及び高齢化の進行という状況下において、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託を受けました広域行政事務を効率的、効果的に取り組みながら、また一方では、よりよいサービスの提供を行うため、構成市町と一層の連携を図りながら、管内住民の福祉の向上のため、以下の施策を推進してまいります。

まず、初めに、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理施設は、住民の日常生活に直結した施設でありますことから、定期的な補修工事のほか設備の更新を行うなど、適正な維持管理に努め、ごみ及びし尿の安定的な処理に万全を期してまいります。

さらに、施設周辺地域の皆様と締結しております排出ガスや排水基準値など公害防止協定を遵守の上、地域の環境保全に努めてまいります。

ごみ処理施設の改築につきましては、当地域の重要な課題と認識しておりますが、現在、岩手県ごみ処理広域化計画における県南地区のごみの広域処理のあり方について、県南地区ごみ処理広域化検討協議会におきまして検討が進められておりますことから、関係機関による協議が円滑に進展するよう努めてまいります。

ごみの減量化及び資源リサイクルにつきましては、分別収集について住民の積極的な取り組みを促すとともに、ごみ処理施設見学会の開催、環境学習指導員の配置、体験学習の実施や廃棄物再生品の販売などにより、啓発を図ってまいります。

粗大ごみ収集事業につきましては、公衆衛生組合連合会等と協議しながら全地域で実施してまいります。

さらには、現在、住民のリサイクルに関する意識は高まりを見せる傾向にございますが、今後、一般廃棄物の処理を通して、住民の生活環境の安定と向上を図るとともに、限られた資源の有効活用を図る資源循環型社会の構築に向け、構成市町と連携のもとに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

当組合管内における高齢者人口の割合は、平成21年12月末現在で29.8%、1年前の平成20年12月末は29.4%でございますが、29.8%という12月末の数字でございます。管内人口の減少と相まって、その率は年々増加しております。

特に75歳以上の高齢者人口の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

このような中におきまして、第4期介護保険事業計画期間の2年目となります平成22年度においても、本計画の着実な実施に向けて取り組んでまいります。

介護サービスの基盤整備につきましては、高齢者の方が、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を維持できるよう、地域密着型のサービス等の推進を図ってまいります。

介護予防事業につきましては、予防は治療に勝ると言われますように、自立した生活を送ることができるよう、引き続き構成市町と連携しながら、各種介護予防事業を効果的に実施してまいります。

さらに、第4期計画期間中において、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、必要な支援を包括的に提供する、地域ケアの中核機関となる地域包括支援センターの体制を充実することとしており、平成22年度においても、地域包括支援センターの業務委託を進めてまいります。

現計画期間における指定施設整備以外の介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなどの施設整備につきましては、構成市町との連携のもとに、国の経済危機対策としての介護サービス施設等整備特別対策事業の活用を図り、その推進に努めてまいります。

以上、施策の主なものを申し上げましたが、行政サービスの向上及び予算の効率的な執行に心がけるほか、開かれた行政に配慮し、常に住民福祉の向上を最大の責務として、行政運営に努めてまいります。

また、構成市町との人事交流を積極的に行うとともに、一層の協力体制を確立してまいります。

現下の行政を取り巻く行財政環境は、依然として厳しい状況にありますが、広域行政体を預かる者として、その重責を重く受けとめ、誠心誠意、地域発展のため全力で取り組む覚悟でありますので、組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。組合管理者としての施策推進の方針といたします。

議長（岩淵一司君） 日程第4、認第1号、専決処分についてを議題にします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 認第1号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手県市町村総合事務組合を組織する川井村及び束稲産業開発組合の脱退並びに同組合規約の一部変更の協議に関し、専決処分したものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことと決定しました。

これより採決を行います。

認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、認第1号は、承認することに決定しました。

議長(岩淵一司君) 日程第5、発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから日程第6、発議第2号、一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

17番、石川章君。

17番(石川章君) それでは、発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発議第2号、一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定について、議案の朗読を省略し、提案理由をご説明申し上げます。

まず、発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。大きく2点の改正であります。

1点目は、一関地区広域行政組合議会に委員会を置くことといたしましたことから、第2章に委員会に係る規定を新設いたしました。あわせて、委員会設置に伴いまして、関係条項について所要の改正をしようとするものでございます。

2点目でありませんが、第6章に協議、又は調整を行うための場を新設することによるものであり、地方自治法第100条第2項第12号の規定に基づき、議員全員協議会を協議、又は調整を行うための場に位置づけるものであります。

次に、発議第2号、一関地区広域行政組合議会委員会条例の制定についてであります。議会運営委員会を設置をするものであり、委員数9人以内といたしましたことが議員定数18人の半数以内との考え方です。また、特別委員会の設置についても、特別委員会はある場合において、議会の議決で置くことができるものとするものであります。

満場のご賛同をお願い申し上げます。提案理由説明といたします。よろしく申し上げます。

議長(岩淵一司君) 本案は、議長を除く全議員が賛成者となっておりますので、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議2件について、条項の整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

ただいま設置された議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名します。

ただいま議会運営委員会が設置され委員が決定しましたが、委員長、副委員長の互選については、委員会条例第4条第2項の規定により、当該委員会の互選になっておりますので、本日の本会議終了後、議会運営委員会を第2委員会室に招集します。

その際、正副委員長の互選の上、議長に報告願います。

議長（岩淵一司君） 日程第7、議案第1号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算から日程第8、議案第2号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上2件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 議案第1号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を25億6,588万5,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の最高額は、1億円といたしました。

次に、3ページをお開き願います。

目的別歳出は、第1表のとおりで、議会費166万円、総務費3,492万3,000円、衛生費18億5,159万4,000円、公債費6億7,470万8,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金22億750万2,000円、使用料及び手数料2億1,893万1,000円、財産収入4,810万3,000円、寄附金1,000円、繰入金2,300万円、繰越金1,000円、諸収入84万7,000円、組合債6,750万円を見込みました。

次に、4ページをお開き願います。

第2表、地方債につきましては、廃棄物処理施設整備事業につきまして、限度額等を定めようとするものであります。

次に、5ページをお開き願います。

議案第2号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を116億8,490万3,000円、また、サービス勘定につきましては4,177万円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の最高額は、9億円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は、第1表のとおりでございますが、総務費2億5,134万9,000円、保険給付費111億2,932万8,000円、基金積立金487万3,000円、地域支援事業費2億9,536万4,000円、公債費98万8,000円、諸支出金200万1,000円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、6ページとなりますが、保険料17億6,015万4,000円、分担金及び負担金16億8,003万3,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金28億2,573万2,000円、支払基金交付金33億7,673万2,000円、県支出金17億4,265万9,000円、財産収入487万4,000円、繰入金2億9,393万6,000円、繰越金1,000円、諸収入58万2,000円を見込みました。

10ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出は、サービス事業費4,076万9,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、9ページとなりますが、サービス収入が4,172万3,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入4万5,000円を見込みました。

以上2件につきましては、事務局長から補足説明をさせますので、ご了承いただきたいと思ひます。
議 長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第1号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第2号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計予算であります。

予算書13ページをお開き願ひます。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、歳出の1款議会費、2款総務費、5款予備費に充当する財源であり、構成市町ごとの分担割合は、一関市9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1となっております。

2目衛生費分担金のうち1節衛生総務費分担金は、歳出の3款衛生費、1項衛生総務費に充当するものであり、分担割合は総額の10%が均等割、90%が人口割であります。2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の分担金にありましては、歳出の3款2項火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に充当するものであり、分担割合は、総額の10%が均等割、90%が利用割であります。

2項負担金、1目建設事業費負担金のうち、旧組合の地方債の償還に係る負担金につきましては、統合前の負担割合とし、旧東磐環境組合にかかわる分については、それぞれ50%ずつの人口割と利用割になっており、旧一関地方衛生組合にかかわる分については、人口割のみとなっております。なお、現組合で整備いたしました大東清掃センターのストックヤード建設等に係る地方債の償還分は、人口割であります。

1款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が19億1,524万8,000円、86.8%、平泉町が1億2,880万3,000円、5.8%、藤沢町が1億6,345万1,000円、7.4%となります。

14ページになります。

2款1項2目火葬場使用料であります。1節約山斎苑は延べ1,280件、2節千厩斎苑にありましては延べ1,030件を見込んだところであります。

2款2項2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系一般廃棄物分等計7,940トン、粗大ごみ収集分1,900個を見込みました。

15ページになりますが、2節大東清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系一般廃棄物など2,230トン、粗大ごみ収集分2,000個を見込んだところであります。

3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては5万7,000キロリットル、2節川崎清掃センター手数料は3万2,000キロリットルを見込んだところでございます。

3款1項1目財産貸付収入にありましては、旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付け、その他電力柱、電話柱等の敷地貸付収入であります。なお、旧伝染病隔離病舎の貸付額は、当該病舎建設時の地方債に係る元利償還額相当であります。

3款2項2目物品売払収入は、資源物や再生品の売払収入であります。

16ページになります。

5款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、繰り入れ後の基金の残高を3,300万円ほど見込んであります。

17ページになります。

8款1項組合債につきましては、大東清掃センターごみ焼却施設中央監視装置更新事業に係る起債でありまして、充当率75%となっております。

歳出に移ります。

18ページをお開き願います。

1款1項1目組合議会費にありましては、議員報酬、議会事務局に係る事務経費であり、増額分につきましては、議会開会日数の増によるものでございます。

2款1項1目総務管理費にありましては、説明欄の一番上の丸印、個人情報保護審議会委員報酬、2つ目の丸印、個人情報保護・情報公開審査委員会の委員の報酬は、それぞれ7名分でございます。

3款1項1目衛生総務費であります。説明欄、丸印、衛生総務費につきましては、環境衛生事務全般に係る事務経費となっております。

20ページになります。

丸印、環境教育費のうち、その他経費は、リサイクルの講習会に係る講師旅費、報償費等の経費を見込んだものでございます。

丸印、ごみ減量化対策費の印刷製本費は、ごみ収集カレンダーの印刷経費でございまして、毎年、組管内全世帯に配布し、分別収集日の周知を図るものでございます。

21ページになります。

3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費、13節委託料にありましては施設運転管理業務委託等13件であり、15節工事請負費にありましては火葬炉設備補修工事でございます。

2目千厩斎苑管理費、13節委託料にありましては施設運転管理業務委託等15件であり、15節工事請負費にありましては火葬炉設備補修工事であります。

3款3項1目一関清掃センター費であります。説明欄、丸印、ごみ焼却施設管理費のうち消耗品費は、ダイオキシン類処理に係る各種薬品などであります。

22ページとなりますが、施設管理等委託料は、施設運転管理業務委託、炉内清掃等業務委託など12件であります。工事請負費は、焼却施設定期補修工事など3件でございます。

丸印、リサイクルプラザ管理費のうち消耗品費は、機械設備用補修材、圧縮梱包用ポリ袋などがございます。施設管理等委託料は、受入・手選別業務委託など16件、工事請負費はプラント機械設備工事など2件でございます。

丸印、ごみ収集運搬事業費のうち、ごみ収集運搬委託料は、一関市の一関地域、花泉地域及び平泉町の家庭系ごみの収集運搬に係る経費でございます。

2目大東清掃センター費の説明欄の丸印、ごみ焼却施設管理費のうち消耗品費は、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備用補修材、整備用オイル類などあります。

23ページとなりますが、施設管理等委託料は、施設運転管理業務委託、環境測定業務委託など18件、工事請負費は定期的な補修工事4件のほかに、起債を充当財源といたします中央監視装置更新工事を実施しようとするものでございます。

丸印、リサイクル施設管理費のうち、施設管理等委託料は施設運転管理業務委託など8件、工事請負費にありましては粗破砕機等整備工事でございます。

丸印、ごみ収集運搬事業費のうち、ごみ収集運搬委託料は一関市の大東、千厩、東山、室根、川崎の各地域及び藤沢町の家庭系ごみの収集運搬に係る経費でございます。

3目舞川清掃センター費、4目花泉清掃センター費、24ページになりますけれども、5目東山清掃センター費にありましては、最終処分場に係る管理経費でございます。

次に、3款4項し尿処理費、1目一関清掃センター費にありましては、第1及び第2し尿処理施設の運営管理経費でございまして、11節需用費にありましては処理薬品等消耗品費、電気料の光熱水費、各種ポンプの修繕料などがございます。

25ページになりますが、13節委託料にありましては貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託などに係る14件でございます。15節工事請負費にありましては遠心脱水機定期整備工事、熱交換プレート整備工事など12件でございます。

2目川崎清掃センター費、11節需用費にありましては、処理薬品等消耗品費、電気料の光熱水費、修繕料等でございます。

13節委託料にありましては脱水汚泥等廃棄物処理業務委託、水処理活性炭再生業務委託など16件でございます。15節工事請負費にありましては破碎機整備工事など5件でございます。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ及びし尿処理施設、火葬場、最終処分場の整備に係る地方債の償還金であり、平成22年度末での未償還元金は21億3,941万9,000円の見込みとなります。なお、詳細につきましては、34ページに地方債の現在高に関する調書でお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について申し上げます。

37ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料にありましては、被保険者3万6,700人、2節現年度分普通徴収保険料にありましては4,200人を見込んだところでございます。

2款1項1目介護保険事業費分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の分担割合につきましては、1節介護給付費分担金は総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は10%の均等割、90%の高齢者人口割となっております。

2款に占めます構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が14億5,257万7,000円、86.5%、平泉町が1億473万円、6.2%、藤沢町が1億2,272万6,000円、7.3%となります。

なお、一般会計、特別会計における構成市町ごとの負担額の詳細につきましては、別冊の予算説明資料7ページをご参照願います。

38ページに移ります。

4款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分であります。在宅系にあっては保険給付費の20%、施設系は15%を見込んだところでございます。

4款2項国庫補助金、1目の調整交付金にあっては、標準保険給付費の7%ほどを見込んでおります。2目介護予防事業費交付金にありましては、介護予防事業費の25%、3目包括的支援等事業費交付金にありましては、包括的支援等事業費の40%を見込んだところでございます。

5款1項1目介護給付費交付金にありましては、保険給付費の30%、39ページになりますが、2目介護予防事業費交付金にありましては、介護予防事業費の30%を見込んだところでございます。

6款1項1目介護給付費負担金は県負担分でございます。在宅系12.5%、施設系17.5%を見込んだところでございます。

6款3項1目介護予防事業費交付金は事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金にありましては事業費の20%を見込んだところでございます。3目県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金にありましては、花泉地域診療センター民間委託に係る介護保険施設の給付費に対する介護保険料及び構成市町の負担金相当額に対する県補助でございます。

40ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金、8款3項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金にありましては、いずれも介護保険給付費等に充当しようとするものであります。繰り入れ後の介護給付費

準備基金の残高は4億8,866万円ほど、介護従事者処遇改善臨時特例基金にありましては3,192万円ほどの見込みとなっております。

歳出にまいります。

42ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費であります。説明欄の一番上の介護保険運営協議会委員報酬は14人で5回の開催を見込んだところでございます。2行目の地域包括支援センター業務委託法人選考委員会委員報酬であります。民間委託に際しまして、法人の選考について審議する委員会ございまして、報酬支払い対象者は委員5人中1人です。

説明欄の下から5行目、工事請負費にありましては、地域包括支援センター業務委託事務室の空調設備設置工事ございまして、事務室は組合で指定する構成市町の施設となっております。

1款2項1目賦課徴収費、43ページの13節委託料にありましては、介護保険料の特別徴収開始通知書などの作成委託でございます。

1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄一番上の、介護認定審査会委員報酬は75人分で、年間延べ230回の開催を見込んだところでございます。

丸印、認定審査費のうち、主治医意見書作成手数料にありましては8,600件、介護認定調査委託料にありましては4,200件を見込んだところでございます。

2款1項1目介護サービス費は、要介護者に対する給付分でございます。2目介護予防サービス費は、要支援者に対する給付分であります。3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払業務委託料で、延べ17万4,600件を見込んだところでございます。

44ページとなります。

4目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付するものでございます。

5目高額医療合算介護サービス費にありましては、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付される額を見込んだものでございます。

6目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費について、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

3款1項1目基金積立金にありましては、説明欄記載の2つの基金から生ずる利子相当分でございます。

4款1項1目交付金事業費にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上事業等を予定するものでございます。

45ページになります。

4款2項1目交付金事業費にありましては、西部、東部地域包括支援センターに係る経費ございまして、丸印、包括的支援等事業費のうち、包括的支援事業委託料にありましては、高齢者の把握等を在宅介護支援センターなど19カ所に委託するものでございます。

次の包括支援センター委託料にありましては、平成21年度の2カ所に加えまして、平成22年度に新たに2カ所を委託しようとするものであります。

下から2行目になりますが、任意事業構成市町委託料は、家族介護者支援、介護用品の支給、配食サービスなどを委託して実施しようとするものでございます。

次に、介護保険特別会計サービス勘定にまいります。

56ページをお開き願います。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業でございまして、ケアプラン作成等に係る経費でございます。

歳入であります。1款1項1目介護予防サービス計画費収入であります。地域包括支援センター業務の委託に伴い、作成件数を9,900件、前年度対比で見ますと41.7%の減を見込んだところでございます。

歳出にまいります。

57ページでございます。

説明欄2行目の介護予防支援員は、ケアプランの作成業務に当たるものでございます。

中ほどの介護予防プラン作成委託料は、地域包括支援センターにおいて直営で計画するほか、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の作成を委託するもので、5,380件見込んだものでございます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩淵一司君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案2件の審議は、明日行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議長（岩淵一司君） 日程第9、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いします。

一括質問・一括答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は60分以内としますので、ご留意願います。

菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一括質問・一括答弁方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 一関市議会出身、日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い、順次質問をいたします。

まず、管内で際立って深刻になっている特別養護老人ホームの緊急増設・増築への支援策について、母体の3市町における協議内容を踏まえ、正副管理者会議等において、新年度以降においていかなる対処をしようという方針を確認しているのか、説明を求めたいと思います。

この間の組合議会はもとより、構成議会においても幾度となく関係者の要望を受け提起したにもかかわらず、県内各ブロックで唯一第4期介護保険事業計画の中に新設計画を持ち合わせていないのがこの組合であります。異常であり、被介護者はもとより介護者にとっても、重度であればあるほど深刻であります。

そこで、最新の特別養護老人ホーム待機者の現状報告を求めます。入所希望総数、要早期入所者数を中心として報告をされたい。できれば、3市町枠ではなく、一関市については旧市町村ごとの報告を求めるものであります。あわせて、何ゆえこの管内がこの施設整備ゼロとなったかについても説明を求めたいと思います。

大きい2つ目として、社会福祉法人七星会による特別養護老人ホーム事業取り組みの内容についても報告を求めます。県立病院再編計画強行の中で強引に導入されつつあるのが、旧花泉病院施設を利用し

た小規模特老事業であります。この事業を担わんとする七星会を名乗る社会福祉法人が県の認可を受けたとの情報はマスコミを通じて了知していますが、今月初めの施設の改築、入札等を含めた現況について報告を求めたいと思います。

壇上からは以上でございます。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 菊地善孝議員のご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの緊急増設・増築への支援策についてでございますが、まず、介護保険事業計画についてですが、向こう3年間の標準給付見込額に地域支援事業見込み額を加えた総費用見込み額と、その費用に見合う介護保険料を設定の上、介護保険財政の給付と負担の均衡を図っております。

この標準給付見込額を推計する場合に、施設系サービスにつきましては計画策定時点において各事業者に対し、向こう3年間における整備予定の施設の種類、規模、整備年度などの意向を確認の上、実施しているところでございます。

当組合の第4期当初計画におきましては、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますが、この整備を希望する事業所がなく、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス等の整備を推進していく計画となっております。

次に、施設整備に対する金銭的な支援策についてでございますが、組合は構成市町から負託を受けた業務を担っておりまして、組合が行う事務については、組合の規約により介護保険法に規定する事務のうち被保険者の管理に関する事、要介護・要支援認定に関する事、保険給付に関する事、介護保険事業計画の策定に関する事と定められており、施設整備に対する金銭的な支援策は組合事務には含まれておらないところでございます。

次に、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消についてでございますが、国においては現下の経済情勢を踏まえ、経済危機対策の一環として施設整備事業に係る補助制度が創設されたところでございます。この補助制度を活用の上、第4期計画に指定済みの施設以外の施設整備、いわゆる第5期計画の前倒し分の整備意向を平成21年9月に事業者を確認したところ、県が事業所を指定する特別養護老人ホーム1カ所、ショートステイ1カ所、当組合が事業所を指定する小規模特別養護老人ホーム3カ所、グループホーム7カ所、小規模ケアハウス4カ所、小規模多機能型居宅介護事業所3カ所、合計19カ所、定員410人の開設希望が示され、補助金交付主体であります構成市町を介して県に報告しているところでございます。

組合といたしましては、本整備を第5期計画の前倒し整備、いわゆる未来への投資という位置づけのもと、構成市町と連携しながら、その整備に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、社会福祉法人七星会による特別養護老人ホームの取り組み内容についてでございます。

花泉地域診療センターの施設を活用して、有床の診療所と併設して開設されます地域密着型介護老人福祉施設につきましては、花泉地域の医療・介護施設の充実及び整備に伴う介護給付費の増加に対する県からの財政的支援があることから、平成21年12月に第4期の介護保険事業計画を変更して、新たに29床を追加することにいたしましたところでございます。

この施設整備につきましては、当組合の構成市町であります一関市が県の補助金、介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金、これを活用し、七星会に対して1億150万円の補助金を内示したところでございます。

この内示を受けまして、七星会では2月2日に入札を実施、業者を選定したところであり、今年度中

の開設を目途に整備中と伺っております。なお、地域密着型介護老人福祉施設の事業者指定権者は組合であり、事業者としての指定につきましては、今後開催いたします介護保険運営協議会の協議を経た後に行う予定といたしております。

七星会から伺ったところによれば、既に入所希望者からの照会があるとのことでもあり、今後、入所基準等を精査し、入所者を決定してまいりたいとのごことでございます。また、この施設整備により待機者の解消にどれだけ役立つかというご質問でありますが、当該施設の入所定員は29人でありますことから、直接的には29人の待機者の解消につながるものと考えております。また、この施設整備が民間事業者の新規整備の意欲を高めることに結びつけばというふうに期待をしているところでございます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 特別養護老人ホームへの入所待機者の実態でございます。これは昨年8月末日現在ということになりますけれども、705名の方が待機されているというところでございます。そのうち、要介護4、5の方で早急に入所が必要な方、あとは1年程度で入所が必要となる見込みの方、合計いたしますと251人というようところでございます。そのほかの方につきましては、特養以外でも対応可能であるとか、入所の必要がないとか、今時点では判断がつかねるというような方々でございます。

地域ごとにつきましては、705名という数字をベースに申し上げますけれども、一関地域の方が204名でございます。花泉地域40名、千厩地域104名、大東地域140名、東山地域54名、室根地域64名、川崎地域14名、平泉町37名、藤沢町48名の合計で705名でございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 大きく分けて3点について、特老の問題については再質問をいたします。

まず、なぜ、この一関、両磐管内が特老の新設ゼロなんだという質問に対しては、相変わらず事業主確認をしたところ希望がなかった、事業者を確認したところ希望がなかったのだと、こういう答弁であります。不満であります。

私は先の改選後、この組合の議員として就任をいたしまして、以前からこの問題は、特にこの一関、両磐が被介護者、介護者の方々の実態を踏まえていない、あるいは事業者のさまざまな要望、意見等を踏まえて運営されているんだらうかという疑問を持っておりましたので、早速就任とあわせて可能な限り足を運び聞き取りをいたしました。その結果、今、管理者から答弁いただいたような、事業者の希望がなかった、事業者に手を挙げる者がなかったということでは実態としてはない。そこで、他の議員の方々にも呼びかけて、事業者の方々の代表から直接聞くのではないかとということで、過日、議員研修会という形でお越しをいただいて、西と東の事業者の代表の方からお話を聞く機会を設けました。その場には、この事業者の代表の方、所用で出られなかったんですが、メッセージをお寄せいただきました。その内容たるや、事業者の方々は、このような深刻な事態で施設整備の充実を図らなければならないというその認識は当然持っている、しかし、財政的にこれに着手した場合には耐えられないのだと、そのために、手を挙げないのではなくて、手を挙げられなかったのだということを説明しております。その席には当然、当局からも出席をいただいていたわけですが、それから早3カ月ほど過ぎても、この質問をして事業者希望がなかったからだという答弁をするということについては、私は不満であります。

この後、るる述べますけれども、介護の現場、とりわけ老老介護、認認介護の方々、あるいは独居老人という形で在宅に甘んじざるを得ない方々、これは介護というよりも医療の側面から見ても命の問題としてとらえなければならないはずだ。そういう視点から見た場合に、重ねて申し上げますが、この認

識は改めていただかなければならないということであります。

就任後、間もない勝部管理者にその責任があると私は言うつもりはありません。しかし、組織でありますから、継続しておりますので、今までの組合のあり方等と前任者の問題を含めて、私は、言いにくい話ですけれども、改めて関係者、関係事業者の立場からまず指摘をいたしたい。もし、この指摘に対して、今、任にある管理者として所見があればお伺いをしたいと思います。

2つ目は、各地域ごとの待機者の報告がありました。例えば一関204人、大東140人、このうち介護度の問題、それから老老介護や認認介護など、早急に施設に入所させなければならない、こういう方々はどのくらいそれぞれいらっしゃるのでしょうか。既に組合では、8月末の時点であれば何人になるかという数字は出していますよね。その説明も求めていますので、改めてこの部分について数の紹介をいただきたい。

その3つ目は、今の事務局長の答弁の中で、705人の説明の過程で入所が必要がないというくだりがありました。どうしてなのでしょう。冒頭の問題と重ね合わせ、私はその内容を知りたいです。なぜ入所が必要ないのでしょうか。特別養護老人ホームというのは、老健施設と違って終の棲家になり得る施設であります。グループホームなどの施設整備とあわせて、5期計画の前倒し、400人以上になるという説明もなされています。それが小規模であろうが、通常の50人規模、あるいはそれ以上の規模の特老であろうが、これと老健やグループホームの違いというのは歴然としています。グループホームなどの施設整備が相当数あるという説明ですが、このグループホーム等々は減免等の対象になるのでしょうか。老健だとか、あるいは特老は減免の対象になってきますね。そして、特にも特老については終の棲家になり得るものです。似た状態にある老健施設も一定の期間過ぎますと原則、他の施設を探してくださいとか在宅にまず一回お戻りいただけませんか、こういう話をされます。そこに大きな、被介護者にとっても介護者にとっても違いがあるわけでありまして。こういう状況の中で、多くの待機者の方々は、一日も早く入所を希望していると私は認識をしています。なぜ入所が必要ないという説明がこういう場でなされるのか、踏み込んだ説明をいただきたい。

大きい2つ目、七星会の問題であります。

私は、この問題を考えるときに、1番目の問題でも話に触れたかったわけですが、管内合併前の自治体ごとに見れば、9つの区域、地域があります。この中で、果たして県が県立病院再編計画との関係で、今進めようとしているこの七星会に、新たな特別養護老人ホーム、小規模とはいえ整備する、急いで施設整備をしなければならないこの一関、両磐管内における地域なのかという思いがします。確かに今、健康保険制度と同じように、介護保険に加入していますと、どこの施設に入所しようが、岩手県内どころではなく他県についても、保険制度ですから当然保険給付を受けられる、サービスを受けられるわけですけれども、しかし、一回入所させれば頼みっぱなしでいいわけではありません。洗濯物、あるいは入所者を励ます、施設側とのさまざまな打ち合わせ等々がありますから、介護者は、あるいはその親族、こういう人たちは、ちょくちょく行ってお邪魔をしてお見舞いをすると、こういうことになります。おのずと近場の方がいいんです、これは。特にも交通弱者にとっては、遥か離れた地域に公共交通を乗り継ぎ乗り継ぎして、1日ばかりで往復せざるを得ないというような地域に施設整備がされても、施設整備をしたということになるのかということ、できるだけ待機者の深刻な地域にまず施設整備を急ぐという選択であろうと思うんですね。そういう視点から言って、私はこの七星会に、花泉地域の病院施設を利用した整備ということは、全く別な要因で選択をされているのではないかと。一関、両磐地域全体のこういう意味での充実を考えた場合には、前進ではあります。しかし、今るる述べたような問題もまた含んでいるはずであります。いかがでしょうか、こういう問題があるという認識はお持ちなのでしょう

か。

以上でございます。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） まず、大きなご質問の中の1つ目の管理者としての所見についての部分、それから大きな質問の2つ目の七星会に関する部分も私の方から、残りの分は事務局長から答弁させます。

まず、特養ホームの施設整備の計画がないということに対しての私の認識でございますが、私も就任以来、この業務説明を受けた段階で、なぜこの組合管内地域が、計画が第4期計画の中にゼロなのかということが一番先に疑問に感じたところでございます。一方で、待機者がこれだけの700人を超える数がある中で計画がゼロだと、これはどうしてだろうと思ったのが素直な疑問でございました。いろいろ私も説明を求めたり自分でも多少調べたりいたしました。やはり、どうやって民間事業者に対して手を挙げやすい環境をつくっていくかと、そこに最終的には尽きることだと思いますけれども、現時点において計画ゼロとなっていることの実実は事実でございます。これはやはり、事業者に対して意向の把握をした結果、手を挙げる事業者がなかったというのも、これもまた事実でございます。したがって、そこはこの特養ホームの整備に対する大きな今後の課題としてとらえているわけでございますが、私は今の時点でお答えするとすれば、やはり事業者の意向を確認した段階でその整備をしようとする事業者がなかったという事実がありますから、そういう観点でお答えしたわけでございます。ただ、先ほども申しましたとおり、700名を超える待機者が現にこの地域にいますと、その方々のうちで差し迫って、すぐにでも入所しなければだめな待機者がまたいるという事実、これをやはり重く受けとめなければだめだと思っております。この点については、管理者としても大きな課題ととらえて、今後どのようにしてこれを早急に対応していったらいいのかということは真剣に考えていかなければならないと思っております。

それから、七星会の問題でございますけれども、確かに今、議員おっしゃるとおり、近い場所に整備された方が一番理想的ではございます。そして、深刻な状況に陥っている地域、これについても、その地域の深刻度というのは細いところまで把握はしておりませんが、やはりそこにも優先順位があるとすれば、やはりそういう深刻度の高いところから整備していくというのが、これは真っ当な考え方だと思います。そのようなものを十分踏まえて整備計画というのは立てられなければだめだと思っております。それは、原則論は原則論でございますけれども、花泉地域診療センターを活用しての今回の整備につきましては、私は、就任前のことでもございますけれども、地域住民の要望というものも一方であったというふうにとらえております。そういう流れの中で今回の施設整備が行われているというふうにとらえてございまして、一連の補助金の申請であるとか、あるいは社会福祉法人の認定に関する手続きであるとか、そういうものがそういう大きな流れの中で進められてきているということでございますので、特別花泉という地域だけをとり、そこを優先的にやらなければならない理由があったというのではなくて、そういう診療センターからの一連の流れの中で今回の七星会の施設整備というものが出てきたものというふうにとらえております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、地域ごとの待機者の内訳といたしますが、内容について申し上げます。

それでは、先ほど一関地域が204人ということでお話をいたしました。そのうち在宅にいます方が63名、そして早期の入所が必要である方が37名であります。花泉地域が全体で40名でございますが、在宅におられる方が23名、そのうち早期の入所が必要である方が22名、千厩地域が104名のうち在宅で過ごされている方が56名で、早期の入所が必要という方が22名、大東地域は140名でございますが、そのうち在

宅にいる方が42名で、早期の入所が必要である方が20名、東山地域が54名のうち、在宅が14名で、早期の入所が必要である方が9名、室根地域は64名のうち、在宅が38名で、そのうち早期の入所が必要である方が18名、川崎地域は14名のうち、在宅におられる方が5名で、早期の入所が必要である方が1名です。平泉町37名のうち、在宅の方が14名で、早期の入所が必要である方は同じ14名であります。藤沢町につきましては48名のうち、在宅が14名で、早期の入所が必要であると判断された方が5名であります。合計で申し上げますと、在宅が269名でございます、そのうち早期の入所が必要と判断された方が148名という数になっております。

もう1点、入所の必要のないというなお話ございました。その判断はというようなことでございます。

まず、この調査、管内で705名ということですが、入所を希望されている方が705名ということでございます。それで、これらの判断と申しますが、調査につきましては担当のケアマネージャーさんとか、あとは施設に入っている場合は施設の相談員と申しますが、そちらの方に調査をお願いしているわけでございます。そういうことで、そういう方々の判断に基づくものであるということでございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） まず、順序は逆になりますが、2つ目の七星会絡みの話を一言だけ、答弁は必要ありませんが、発言をしておきます。今、最後に局長から改めて数字の答弁をいただいたわけですが、これを見れば一目瞭然なように、この管内を見たときに、最初に手当をしなければならぬという順序なのかしらと、率直に素人が見ても首をかしげるようなところに、まず、経過は県その他の関係であったにしろ、そういうふうな事情になってしまうのではないかと申すことを私は指摘しているわけでありまして。そのことについては、管理者と私の認識は差異はないというふうに申すので、これ以上答弁は求めませんが、疑問が他の地域から出ているのだと申すことを指摘をしておきたいと思っております。

戻って、1番目の特老の増設、増築の問題なんですが、私は基本的に今回の、今抱えているこの管内の待機者解消のためには、増設のみならず既存施設への増築も可能なものについては、少し視野を広げてと申すか、考え方を少し視点を変えて考えていくようにしないと、とてもではないけれども、新設だけで時間をあまり置かないで手当をできる状況にはないのではないかと。これは実際、特老の運営に当たっている責任者の方々と何人かと、この間、私なりにひざを交えて話し合いをした率直なところでございます。増設だけで手当をできるような状況にはない。そこで私は改めて、増設に加えて増築についても検討されることを提案をしたいと思っております。そして、何よりも事業者の人たちの多くは、全員に当たったわけではありませんから、多くは早く手当をしなければならぬという認識はあるということ、これも間違いのない。この部分について、先ほど1回目の答弁の中で、組合の所掌する事務外だという答弁もありますが、私はそのことを踏まえつつ話したのは、母体の3市町、3つの自治体における協議内容を踏まえて、首長さん方でもある正副管理者会議において、新年度以降においてどういうふうに対処しようとしているのかという聞き方をあえてしています。それが組合の施策においてなされようが、母体である3自治体の取り組みとしてなされようが、それは被保険者にとってはある意味ではどちらでもよいことと申す。大きな問題ではありません。ひとつ、力を合わせて、一日も早く1人でも多く手当がされることを改めて指摘をしたいと思っております。

そこで、重ねてお聞きしますが、先ほど管理者から発言のあった施策推進方針の骨子の部分ですね、この3ページに として、現計画期間における指定施設整備以外の介護老人福祉施設（特老）などの施設整備については、構成市町の連携のもとに、国の経済危機対策としての介護サービス施設等整備特別

対策事業の活用を図り、その推進に努めますと、一足踏み込んだ表現がされています。このことが何を意味するのかについては、先ほど来の予算の説明なり、私に対する答弁の中でも触れられている部分はあるわけですが、具体的にこの部分については、例えばこの部分、前倒しもしたい、手も挙げてもらっているというんですが、いつごろまでにはこのぐらい整備をしたいというもくろみは今、手持ちにないのでしょうか。もしそういうものがあるとすれば紹介いただきたいし、もくろみが現時点で公表できるものでないとするならば、これについては所見という形で、一般論になるかもしれませんが、改めてお話をいただきたいというふうに思います。

その2つ目なんですが、それでは各地域ごとに報告をいただきました。これは事前にヒアリングのときに話していないので、もし手持ちの資料があればということでお聞きしますが、ないとすれば、明日まで会期がありますので、可能な限り調べていただいて、資料という形で全議員に配付いただきたいのは、老老介護、認認介護、この数をつかんでいらっしゃいますかということです。老老介護、認認介護が介護度4だとか5になっているケースもあるでしょうし、もっと軽い方々もあるかもしれません。しかし、実態として介護現場において老老介護であると判断せざるを得ない、あるいは認認介護だと判断せざるを得ないケースというのは各地域ごとにどのぐらいあるというふうにつかんでいらっしゃるか紹介をいただきたいのであります。

次は、その3つ目、入所の必要がないと、こういうことについて私はちょっとこだわった再質問をいたしました。調査は施設の判断による、施設側ですね、入所なさっている人たちの場合は施設側の判断によるものだという局長の答弁ですが、これはいいんでしょうか、それで。疑問ですね、私は。私が事業者であればですよ、事業者の立場であれば、できるだけ入所者を多くしたいというふうにするのではないのでしょうか。稼働率を高めたい、ベッドの稼働率を高めたい、こう考えるのではないのでしょうか。しかも、私も素人ですから、精緻なこの関係でのさまざまな仕組み等々を調査したことはありませんけれども、一般的には介護度が高ければ高いほど施設側の収入は増えるのではないのでしょうか。したがって、介護度の高い人の入所者に対する比率が高ければ運営経営は安定するのではないのでしょうか。邪推かもしれないけれども、そういう視点からものを考えた場合には、たとえその人たちが介護度が高い方々であっても、被介護者、介護者の立場、在宅に帰っていったら介護する人たちの立場に立って、組合が期待したような答えが来ないケースも想定されませんか。もう一度繰り返します。特別養護老人ホームをなぜ多くの方々が入所を希望するのか、待機者が多いのか、それはこの介護保険制度に起因する部分もあるのだということでありまして。グループホームに相当の待機者が、特別養護老人ホームの待機者という視点で見た場合にその相当数がグループホーム等々に入所なさっているというのは、これは事実でしょう、老健含めて。しかし、それらの、特にグループホーム等と比べてこの特別養護老人ホームは介護保険制度の中で相当の位置づけをさせられているのだと、だから利用したいという方々が多数いらっしゃるのではないのでしょうか。その人たちに入所いただいている施設の責任者等々から意向調査をした結果をもって、705人のうち入所が必要な数は148人ですか、あるいは以前のいただいた資料では120人だったのでしょうか。あるいは岩手日報にも一覧が出ましたね、そのときもほぼ私が3番目に言った数に近いものが出ていたように思います。私はもっと、被介護者に確認ができない場合には、確認ができないような状態、健康状態の方々の場合には、在宅に戻した場合に介護する立場にある方々、こういう方々にも少し意向調査をきちっとするというのをしないと、この管内でどのぐらいの実数があるかという正確な数はつかめないのではないかと。今まではもう経過していますから、その責任を追及してもしょうがないことです、ある意味では。しかし、これからできるだけ早い機会に、特にも早期に入所させなければならない、特別養護老人ホームの施設に手当てをさせなければならない数をつかむ必要

があるのではないのでしょうか。そして、利用料等々にもこれ、施設整備をすればするほど跳ね返ってくる仕組みになっていますから、痛しかゆしという側面もなしとはしないんですが、まず実数を調べて、どこまでいつごろまでにどういう方法で手当てをするのが至当なのか、こういう判断をしていく必要があるのではないのでしょうか。以上です。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 第1点の施設整備に関する部分について私から、その他の部分については事務局長から答弁させます。

特養ホームの今後の整備を考えていく場合に、やはり議員おっしゃったとおり、増設だけでなく増築という視点も当然持ち合わせながら検討をしていくというのは、これはそのとおりだと思います。今後、構成市町と協議をしていく場合には、やはりそういう視点も持ち合わせて協議をしていきたいと思うわけでございます。

それから、国の経済危機対策によって国からの補助金というものもあるわけでございます。そういう国からの支援策というものは、これは100%導入してやっていくということも基本的な部分でございます。ただ、これもいつまでも永遠にあるという助成制度ではございませんで、時限立法的なものになる可能性もあります。そういう現在の経済危機に対する支援策ということで打ち出されておりますので、その辺の国の動向も見ながら対処していかなければなりません。そもそも、この問題というのは国の方の政策の見定めという部分が非常に大事になってくるかなと思っております。かつては直営でやっていたものなるべく民間の方にという方向性に向かって、ところがこれだけまた待機者が増えてきたので、経済危機等の要因もあるわけでございますが、またその民間事業者の施設整備に対する支援策がまた出てくるといふ、そういう国の方の動向もありますので、その辺をしっかりと見極めながら、この地域の待機者の数、これもしっかりと念頭に置きながら今後の施設整備、どういうふうにして待機者の切実な願いというものを叶えていけるかということを検討していきたいというふうに思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず、5期計画前倒しの整備の内容とはいつごろまでかというようなことございます。まず、これにつきましては、昨年の9月ごろに国の制度を活用して前倒し整備を希望する方々から出されたものでございますが、小規模特養、いわゆる29人以下、これが3カ所でございます。次、小規模のケアハウスが4カ所、認知症高齢者のグループホームが7カ所、小規模多機能型居宅介護事業所が3カ所、そのほかに県の指定になりますけれども、特養が1カ所、そしてショートステイが1カ所という内容になってございます。

それで、これからの進め方というようになるわけでございますが、平成22年度におきまして、9月には手を挙げていただいたわけですが、今度は整備といいますか、その具体化に向けていかなければならないということですので、構成市町等の協議をいたしまして、前倒し整備を希望している方につきましてはヒアリングを行ってまいります。ヒアリングをまとめまして、給付費等々が出てくるわけですけれども、そこら辺も精査をいたしまして、4期計画の変更につきましてもあわせて検討いたしまして、具体的には平成23年度の整備になるのではないかとこのところ踏まえているところでございます。

それと、次は老老介護の実態をつかんでいるかというようなことございます。これにつきましては、つかんでいないというような状況でございますので、把握次第お渡しをいたします。

入所の必要ないというような判断のことについてですけれども、先ほど705名の方が特別養護老人ホームへの入所を希望されているということで申し上げました。その705名の方のお住まいといいますが、

自宅で住んでいる方もいらっしゃいます。入院されている方もいらっしゃいます。そして、特養以外の施設で暮らされている方もございます。そこで、その判断につきましては、そういうご本人が住まわれている施設の方に判断をお願いしたというようなことございまして、特別養護老人ホームの方に判断をしていただいたということございせん。

この調査につきましては、県下全般にわたってやる、県の方で調査を行っているところでございます。そういうことで、その調査のありようといいますか、それらにつきましては、県の方にもいろいろ申し上げるところは申し上げていきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） ただいま、菊地善孝議員から、老老介護及び認知介護の実態に関する資料要求がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

菊地善孝君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

議長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 勝浦伸行です。私の所属する一関市議会の先輩議員のご配慮により、広域行政組合議会に参加できましたことに感謝を申し上げます。また、今議会において議長より発言のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

私は、先に通告いたしておりますとおり、管理者の平成22年度施策推進方針に対し、ごみ及びし尿処理に関する衛生事務に関して、4項目につき管理者にお伺いいたします。

今回の一般質問に当たり、新たに取り入れられた一問一答方式による質問方式を選択しましたが、初めての方式でありますので、不慣れなところもございしますが、一関市の広域行政の円滑な推進のため、質問にあわせ積極的かつ建設的な意見提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ことし1月13日、市総合体育館で一関市が進める協働推進アクションプラン検討委員会策定会議が開かれました。その第1回会議の冒頭、勝部広域行政組合管理者が講話を行いました。その中で、特にもごみ処理問題を例に挙げ、市民と行政がともに課題解決を目指していく協働の難しさを述べられました。同じ公共施設でありながら、住民が建設地をめぐって誘致活動を行う図書館や体育館、そして公園、病院については地域ごとの綱引きはありますが、大きな意味でそこに住む市民、住民の大きな反対はありません。それに対して、住民に大きな負担を課し多くの地域が敬遠するごみ処理場は、そこに住む住民と行政に大きな信頼関係がなければなりません。現在、同じ住所地にその両方の施設があることに私は不思議な縁を感じ、以下の質問を行います。

さて、勝部管理者がご存じのように、一関清掃センターは昭和38年に狐禅寺手負沢に設置され、その後、昭和56年に現在地の草ヶ沢に移転となり、きょうまで約48年、半世紀にわたり狐禅寺地区が市行政の明と暗の、暗の部分を受け入れてまいりました。管理者には、ことし1月、狐禅寺振興会主催の新年交賀会に出席いただき講話をいただきましたが、管理者が感じたとおり、狐禅寺地区の市民の皆様は非

常に勤勉でまじめ、地域に対する愛情が強く、市行政に関しても非常に関心が高く協力的でございます。したがって、行政との信頼関係は良好であると私は信じております。

行政はときにトップがかかわるとき、また、行政にとって都合の悪いことが起きたとき、さまざまな理由を並べ約束を反故にし、信頼関係をなくすことがございます。10年前に計画のあったごみ焼却場新設計画は、まさに浅井新管理者の誕生に伴い、磐井病院の建設問題にかかわる複雑な政治事情が絡み、新設計画はとん挫しました。政治絡みの事情とは言え、狐禅寺地区に住む人々が行政に振り回された一つの例だと思えます。

その後、新設中止となり、ダイオキシン削減の規制基準をクリアするために排ガス処理の工事をを行い、平成14年に現施設が完成しております。その改良工事の際、平成12年12月に狐禅寺地区生活環境対策協議会との間に狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書を取り交わしております。その協定書の内容に即し、まず最初に、一関清掃センター周辺地域の美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全の推進に関する事業について、平成20年度以降で結構でございますから、その実施内容について質問いたします。

さまざまな行政と地域との約束は、当初は非常に丁寧、親切に行われますが、10年を経過した今の状態を正確に把握したいと思えます。ご答弁をお願いいたします。

次に、平成22年度の一関清掃センターごみ焼却施設における整備費の内容、平成23年度以降の整備費について伺います。

昨年12月24日に行われた議員研修会の際に示された研修資料によりますと、平成22年度の整備費は約1億円、そして平成23年度には2億3,600万円が見込まれ、平成29年度までに約11億円の整備費が見込まれております。非常に大きな金額であり、私の想像するところでは施設の老朽化による影響が大きいのではないかと考えますが、それを踏まえ、内容について答弁をお願いいたします。

そして、最も重要で関心のある質問でございますが、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の検討内容の進捗状況、一関清掃センターごみ焼却施設の今後について、勝部管理者にお伺いします。

現在、磐井川堤防改修にかかわる事業が一関市では進んでおり、それにかかわる公共施設の移転問題が現在話し合われております。それとほとんど時期を同じくして、ごみ処理場の広域化計画の約束の年度が重なっております。用地交渉が順調に進んでいる磐井川堤防改修事業に比べ、岩手県ごみ処理広域化計画については全く何も進んでいないのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

今、磐井川堤防改修事業に市民の関心がありますが、ごみ処理場の問題は毎日の生活に直結する非常に重要な問題であります。行政が持つさまざまな情報を議会、市民にしっかりと公表し、住民と協働のもとに進めていくことが重要であると思えます。地域経営の主体として市民と行政が協働で取り組む仕組みを目指す勝部管理者の姿に私は強く賛同しております。市民と議員、職員も管理者に協力し、この課題にすぐにでも取り組むべきと考えます。残された時間に余裕はないと考えます。管理者の考えをお伺いします。

次に、浄化槽汚泥処理の現状についてお伺いします。

昨年8月、私は子供のとき以来、実に数十年ぶりに磐井川に入り、魚釣り、鮎釣りでございますが、楽しみました。東大橋の上流部、ちょうど磐井川下水道浄化センターの裏側のあたりに入り、川に浸かり鮎釣りを楽しみましたが、あまりの川の汚れに閉口しました。透明度はそこそこですが、川の汚れは非常に気になります。

毎年、水質ランキングが国土交通省から発表になりますが、磐井川の数値はあまりよいものとは言えません。岩手県内陸部には北から、盛岡市を流れる中津川、花巻市を流れる豊沢川、猿ヶ石川、北上市

を流れる和賀川、奥州市を流れる胆沢川、そのすべての川が全国的にイワナ、ヤマメ、そして鮎の釣れる川として有名であり、全国から釣り人が訪れます。観光資源としても非常に有望です。私はその全ての川を訪れましたが、非常に美しい川ばかりです。一関市にも勝部管理者の地元、清流砂鉄川が流れており、狛鼻溪とともに全国から観光客のみならず釣り人も訪れ、観光資源として大きな役割を果たしています。しかし、残念ながら、狛鼻溪と並ぶ観光地である巖美溪を抱える磐井川に、上流部の一部を除き訪れる釣り人はありません。また、真夏、鮎釣りで渴いたのを潤そうと砂鉄川の水はすくって飲もうと思いますが、磐井川の水をすくって飲む勇氣はございません。これはさまざまな要因があるとは思いますが、下水道事業、そして合併浄化槽の設置が遅れていることが要因の一つだと思います。水環境を守ることは衛生事業の大きな柱ですので、今回、組合の行う衛生事業にかかわり、水質及び環境保全を図る見地から浄化槽汚泥処理についてお聞きします。

まず、浄化槽の個別処理についてですが、一関市では個人設置型と市町村設置型の2通りの設置方法がありますが、旧一関市では個人設置型を進めていたため、浄化槽の維持管理は各家庭個人で行っております。私も維持管理を業者、私の場合は南岩手環境というところでございますが、に委託し管理しております。

昨年、私の管理する浄化槽より汚泥の流出が見られましたので、緊急に管理業者に連絡を取り調べていただきました。確かな原因を究明することはできないが、一昨年の地震による影響が否定できないと思われる、理由として地震後、数件の同様な事案があったためとの説明でした。地震は全く予想できない自然災害です。私は直ちに清掃していただくよう要請しましたが、管理業者によると、時期は私どもでは決められません、なるべく早い時期に行えるように努力しますとの回答でした。他のご家庭についても同様であり、どのような事情でも早めることはできませんという回答を得ました。それでは、他の清掃業者の手配を直ちにお願いしますと依頼しましたが、地域割がありそれはできないとの回答でございます。

浄化槽の清掃は年1回の清掃が義務づけられておりますが、個人設置型の場合、管理業者に個人が委託し、すべての管理をお願いしています。その中では、必ずしも年1回の清掃作業が行われている状態にはありません。したがって、このような事態が生じることは、たびたび起こることと思います。同じ一関清掃センターで処理する清掃処理業者が4社あるのであれば、緊急の場合のみならず、清掃センターごとに市民が業者を選べる状況、そして緊急対応できる状況にすべきと考えますが、管理者の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問は以上とさせていただきます。

議長（岩淵一司君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

私からは、ごみ処理広域化計画についての部分を答弁させていただくことといたしまして、その他のご質問についての答弁は事務局長よりさせますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の検討内容の進捗状況でございますが、経緯についてまず申し上げたいと思います。

ごみ処理広域化計画は、ごみの焼却処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、平成9年に厚生省より策定を求められたものでございます。これを受けまして、岩手県は平成11年に平成29年度をめどとする岩手県ごみ処理広域化計画を策定いたしまして、ダイオキシン類の排出削減及び未利用エネルギーの有効活用に適するごみ処理施設の規模などを基本として、岩手県内を6つのブロックに区分をし

て、ブロック内に焼却施設を1カ所整備するという基本方針が示されたところでございます。当地域は胆江地区と両磐地区を一つの区域とする県南ブロックとして指定されたところでございます。

その後、平成15年に一関市長を会長とする岩手県南地区ごみ処理広域化検討協議会というものを設置いたしまして、県南ブロックの焼却施設の整備方法について、構成市町村の担当課長を中心に検討をしましてまいったところでございます。平成16年から平成17年にかけては、市町村合併があったこと等により協議が一時中断しておりましたが、平成18年度より再開をいたしまして、ブロック内に焼却施設1カ所を整備するとの県の広域化計画の見直しも含めて検討をしているところでございます。

当組合の施設は昭和56年の竣工ということでございまして、建築後28年を経過してございます。早期改築の必要があると思っております。胆江地区の施設につきましては平成6年の竣工でございます。こちらは今後、長期間の使用が可能であるということでございますから、今後の施設整備についての結論がなかなか出ておらないというところでございます。

次に、一関清掃センターごみ焼却施設の整備についてでございますが、建築後28年を経過しており、新しい施設の整備は当地域の喫緊の課題であると認識しているところでございます。現在、先ほど申し上げました県南地区ごみ処理広域化検討協議会で検討しているところでございますが、いまだ方向性を見出しかねている状況でございます。

広域化計画策定時と現在の状況では大きな変化も見られるところでございまして、例えば一つには、ダイオキシン類の対策につきましては、技術の進歩により大規模焼却炉でなくとも解決できているという実態がございます。それから、2つ目としては、ブロック内に一つの施設とした場合に、他の市町村のごみが搬入されることに対して、施設を整備する地元の同意を得ることがなかなか難しい面があるということでございます。それから、3つ目としては、胆江地区と両磐地区の人口を合わせますと約25万人という規模になるわけでございますが、将来予想される地震災害等が発生した場合の、施設が故障した場合の危機対応という面から見ますと、なかなか難しい面が出てくるだろうということが想定されます。これらのことから、住民サービスと廃棄物の適正処理を考え合わせますと、当地域に単独で新しい施設を設置してごみ処理を行うことが望ましいのではないかとというふうに考えているところでございまして、今後、早急に関係市町及び岩手県と協議をしましてまいりたいというふうに考えております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、一関清掃センター周辺地域の美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全の推進に関する事業など、3件について申し上げます。

初めに、一関清掃センター周辺地域の生活環境保全の推進に関する事業についてであります。まず、美観対策につきましては、同センターへの搬入路周辺の空き缶等の不法投棄ごみの清掃作業を、一関清掃センターの職員と狐禅寺地区内の衛生関係事業の方々とともに、例年春と秋に実施いたしているところでございます。平成20年度は4月16日と10月15日に、平成21年度は4月14日と10月15日に、搬入路周辺草ヶ沢地区から大平、川口地区の市道周辺の清掃を実施いたしました。

安全対策につきましては、一般廃棄物収集運搬委託業者打ち合わせ会議などの席上において、委託業者への交通安全指導を継続的に実施しており、交通安全の周知を図っているところでございます。このほか、業務委託によりまして、平成20年度は9月12日から10月11日までの間、平成21年度は7月31日から8月31日までの間、搬入路周辺の枝打ち、草刈り作業を実施いたしたところでございます。これにより、搬入車両の往来がより安全になったほか、歩行者の通行の安全も確保されるとともに、美観の向上にも寄与していると考えております。

公害防止対策でございますが、施設の点検を実施し、設備の破損箇所の有無を確認するとともに、ご

み焼却施設からの排ガスに含まれますダイオキシン類、煤煙濃度やし尿処理施設及びリサイクルプラザの放流水の水質などの環境測定を実施しており、環境基準内での運転管理を行い、施設の安全運転に努めているところでございます。なお、これらの環境測定の結果を含めました施設の維持管理につきましては、施設周辺の住民の方々で組織しております狐禅寺地区生活環境対策協議会に毎年報告を行い、施設の稼働状況にご理解をいただいているところでございます。

次に、一関清掃センターごみ焼却施設における整備費の内容について申し上げます。

平成22年度の整備費の内容でございますが、ごみ焼却施設の定期補修工事、例えば火格子の交換、炉壁レンガの交換、破碎機の切刃交換、クレーンやガス分析計の補修及び点検整備等でございます。次に、排ガス処理施設の定期補修工事、これは電気集塵機、活性炭吸着塔、コンベア、配管などの補修及び点検整備でございます。そのほか、給水ろ過装置ろ材交換や揚水ポンプなどの修繕費用合わせまして、総額9,478万1,000円を計上しておるところでございます。

この定期補修工事についてであります。施設全体の機能、性能を維持するために、ごみ焼却施設においては毎年実施しているものであります。整備項目は、施設全体に及ぶため多岐にわたりますが、前年度の施設設備の状況確認や点検により補修すべき箇所を把握し、緊急度を勘案しながら実施しているところでございます。

次に、平成23年度以降の整備費の内容についてであります。

平成23年度につきましては、毎年実施しております定期補修工事に加え、燃焼設備、温水熱交換器、誘引送風機などを対象とした大規模な補修工事を実施する予定にしているところでございます。なお、平成24年度以降につきましては、ごみ焼却設備及び排ガス処理設備の定期補修を中心に、施設の状況に応じた補修を実施していく予定にしているところでございます。

次に、市設置型に比べて維持管理が遅れがちである個人設置型の浄化槽汚泥処理の現状とその対応について申し上げます。

初めに、浄化槽維持管理についてであります。

浄化槽法の規定により、設置者に対しましては浄化槽の保守点検、清掃及び法定点検を義務づけており、これにより浄化槽の適正な維持管理を図っておるところでございます。この維持管理は、浄化槽の点検、調整を行う保守点検業者、浄化槽内を清掃する清掃業者、清掃によって回収された汚泥をし尿処理施設に搬入する浄化槽汚泥収集運搬業者がそれぞれ連携のもとに実施しております。また、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に働いているかなどを判断するために、県の指定機関が実施する法定検査を受けることが義務づけられております。

次に、浄化槽汚泥処理の現状と状況についてであります。

当組合の処理施設は、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合を、例えば一関清掃センターにおいてはし尿を70%、浄化槽汚泥を30%として稼働しております。これは、し尿と浄化槽汚泥の処理比率を一定に保つことにより汚水処理機能、例えば微生物の処理能力などですけれども、この汚水処理機能を安定的に管理を行い、適正な汚水処理を実施しようとするものでございます。そのために、事前に翌月分の浄化槽汚泥の搬入量を把握したく、各事業所へ協力をお願いしております。

このようなことから、浄化槽の保守点検業者から浄化槽清掃業者へ通知されてから繁忙期を除きますが、依頼から清掃まで早くても1カ月は要することとなっております。

管内の浄化槽清掃業者につきましては、旧西磐井地域が4社、旧東磐井地域が2社で、合計いたしますと6社という状況であります。また、浄化槽清掃業務と連携となります浄化槽汚泥収集運搬業者は、旧西磐井地域が6社、旧東磐井地域が2社の合計で8社という状況であります。浄化槽汚泥収集運搬

業者の許可区域は、組合設立以前のもを継続しておりまして、限定しているところでございます。

最後に、住民サービスの向上についてでございます。

今後につきましては、浄化槽の維持管理に係る保守点検業者、清掃業者、汚泥収集運搬業者間の連携をより緊密にし、住民サービスの向上を図り、適正な維持管理が継続されるよう努めてまいります。以上であります。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、一問一答方式を選択しましたので、4項目のうち1項目めから順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一関清掃センター周辺地域的美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全の推進に関するところでございますが、私が特に気になるのは、これは10年前と今では交通量に非常に大きな違いが出ているということでございます。これは広域行政組合のみの管轄ではなくて、一関市の行政ともかかわり合うことだとは思いますが、あまりにも交通量が非常に多い、したがって、道路的美観が非常に損なわれております。なかなか言葉では説明しづらいので、私が昨日、写真を撮ってまいりましたので説明しますが、非常に汚れがひどい。特にこれは狐禅寺地区の子供たちがバス停として利用しているところでございますが、母親クラブが立てた看板、これもトラックの出す粉塵によって読めなくなっております。これは私ども地域の住民も協力して掃除しなければならないことだと思っておりますが、全くこういう点に行政組合はこの点を無視しているのではないかと。これは、公民館のちょっと下ですけども、狐禅寺公民館の下、草ヶ沢に行くずっと手前ですけども、ここに滑るときに使う砂を入れる入れ物、それから交通安全の看板等が設置されております。すべて泥だらけでございます。全く看板の字は読めません。広域行政組合が地域に対して安全対策を行うと言っているのであれば、車の通る台数、これはかなり変わっておると思っております。なぜかと言いますと、今あの道路は遊水地堤防の土砂運搬のダンプが非常に数、もう1日何十台、もしかしたら100台を超えるダンプがあそこを通行しております。衛生組合の車と一緒に通行しております。だということをやはりしっかり認識して、安全対策をやっていただきたいと思うのですが、これに対してもう一度、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思っております。

それから、これは管理者にもお伝えしたいんですが、10年前からですが、この道路には全く歩道がありません。これは大平の大東線から草ヶ沢の公民館下に向かう道路でございますが、ここを、両車線を大型ダンプ、それから行政組合のし尿処理、ごみ運搬の車がすれ違う道路でございます。ここが小学生の通学路になっている、また、中学生、高校生の自転車通学路となっております。非常に危険であり、さらに安全対策のみならず、美観上も非常にこれはまずい。ごみ処理場に向かう道路だからいいという感覚があるとは思えませんが、並行して走っている、東大橋から真っすぐ磐井病院に抜ける道路が非常に整備され、非常にきれいな道路である。それに対して1本並行したごみ処理場に向かう道路がこういう状況であるということ、私はこれは管理者がどのように感じるか、これについてまずお伺いします。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） ただいまの安全対策、特に通学路にあたっている道路における歩道がないという、そういう箇所につきましては、今、全体として把握に努めていこうと思っておりますが、市当局の方と十分ここは連携をとって進めていかなければならない部分でもございます。いずれ、その地域の安全が確保されて初めてアクセス道路等が成り立つわけでございますので、今後ともその点につきましては、市当局の方と、あるいは道路の管理が県であれば県の方との協議も重ねていくことになると思っておりますけれども、そういう通学路の安全確保、歩道の設置等について、地域としての要望を踏まえて対処してまいりたいというふうに考えております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 管理者においては、この状態を見ていただき、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

それから、この看板の汚れに関してなんですが、これは私ども地元もある程度協力的にやらなければ、協働の考えの中からも一緒にやっていかなければならないことだとは思いますが、来ていただければわかると思えますが、すごい数のダンプカーが上り下り走っております。とても私どもの住民が清掃するような状態にはないと思えますが、これを、やはりせめて月に一度ぐらいは業者をお願いしてもいい、やはりあそこで利益を生み出している業者さんがあるのであれば、やはりこの程度は行政側として指導していただけるかどうか、それについてお伺いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 看板の汚れにつきましては、現場の方でまず確認はさせていただきますけれども、あとは市の担当課の方とも協議、連携を図りながら、どのような対応が一番いいものなのか協議してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 協議していただけるというのであれば協議していただいてお願いしたいと思います。もう看板、これはきのう撮った写真ですから間違いありませんから。これいつもこういう状態ですから、特に冬場ですけれども、やはりこれは早急に手当てをしていただきたいと思えますので、よろしくお伺いします。それで1番の質問については終わります。

続きまして、2番、3番についてですが、これは関連しますので、私はこれはまとめて質問させていただきます。

2番、3番の整備費がかなりかかっているということ、それから、先ほど申し上げました狐禅寺地区の皆さんと交わした生活環境保全にかかわる協定書、ここに写しがございますが、これを読みますと、岩手県が策定したごみ処理広域化計画目標、平成29年度をできるだけ前倒しするため最善の努力をいたしますと書かれています。できるだけ前倒して努力しますよと、最善の努力をしますよと書かれています。行政組合が本当に住民、そして半世紀にわたりごみ処理を受け入れてきた狐禅寺地区の住民のために最善の努力をしているのであれば、先ほどの勝部管理者さんから説明のあった内容ではちょっと私は物足りない、組合としてどのように働きかけたのか、私はしっかりやってきたんだと思えます。その点について、もう一度どのような努力をしてきたのかお伺いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 県南ブロックのごみ処理広域化検討協議会でございますけれども、まず組織につきましては、県南ブロックの構成市町村が組織をいたしているところでございます。それで、当組合につきましては、その下部の中にございます、検討チームといいますか、そのような中に当組合が所属をしております、そこでいわゆる構成市町村のメンバーの方々とは検討を重ねてきたところでございます。うちの方としますれば、一関清掃センターの焼却施設の稼働年数があのような状況、長いものですから、早くその県の広域化計画の方向性が見出せることをずっと願ってきたといえますか、期待してきたところでございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） わかりました。あまり深く質問してもなかなかいい答えは出にくい問題だと思えますので、同じことで、先ほど管理者から単独で新しい施設を設置したいというお話がございましたので、これがやはり前向きに検討してきた結果なのかなというふうに理解したいと思います。

それで、10年前の新聞をちょっと読んでんですが、やはり胆江地区の衛生組合と一関地区が共同処理の協議を始めたんですが、その協議を打ち切った内容を住民、そして議会に知らせるのを非常に遅らせたというような経緯がございます。10年前のことです。今は協働で組合と住民、まちづくりをしていかなければなりません。このようなことは二度とないように、情報を常に開示しながらやっていただければと強くお願いしておきます。

それに関して、もう一つ質問させていただきます。平成14年に完成した排ガス処理の工事完了後についてですが、この協定書の覚書によりますと、この工事は国の補助金を受けて実施することから、完了後7年間はごみ焼却施設の運営を行ってまいりますと書かれてあります。7年間はごみ焼却施設の運営を行ってまいるということですがけれども、その後はどうなるということは書いていないんですが、これはどういうことであるのか説明をお願いいたします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） この平成12年、13年に行いました排ガス処理の工事につきましては、この覚書にも書いてありますが、国の補助金を受けて実施したというようなことで、財産処分の制限期間なのかなというふう考えたところでございます。ただ、当然ながら、現実にも今でも稼働している状況であります。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） この覚書も覚書だとは思いますが、7年間ごみ焼却施設の運営を行ってまいります、その後はどうなるか書いていないんですが、やはりこれ7年もうたっていますので、住民に対して、やはり改めて説明すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 狐禅寺地区の協議会の方々につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、毎年、施設の稼働状況等を説明しているわけですが、ここら辺につきましても現実にも今、施設を稼働しているわけですが、その旨をまたお伝えしていきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） わかりました。あまりこれ以上のいい答えも出ませんし、やはりさっき管理者がお答えいただきました答えを尊重しまして、やはり私どもも一生懸命協力してまいりたいと思っておりますので、情報を開示しながらともやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたして、このごみ処理の問題は終わりにしたいと思います。

それで、もう1点の浄化槽関係についてだけ確認させていただきます。清掃センターの年度別受入量の報告を私はいただきました。その数値を見ましたけれども、ほとんど毎年同じぐらいの量、若干減ったり増えたりはしているようですが、毎年同じぐらいの量の処理を行っています。それで、私どもは年1回の浄化槽の清掃を義務づけられておりますが、先ほど申されたように、し尿70%、浄化槽30%、比率を一定に保たなければならない、適正な浄水処理をするためだというお答えをいただきましたが、実際私どもが清掃業務を依頼するとかなりの時間待たされる、その答えがこの一定に保つために調整が必要だというお答えだと思いますが、これは間違いはないでしょうか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） し尿、浄化槽の浄化作用を良好に保つために、し尿と浄化槽汚泥の成分比率といいますが、これを一定に保ちたいと、失礼しました、良好な浄化を行うために比率を一定に保っているというところがございます。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） ですから、その調整に一月以上かかるということですが、そのとおりですか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 当然ながらといいますか、し尿とか浄化槽汚泥は毎日毎日搬入されまして、毎日毎日処理をしているところでございます。その比率割合は月ということではなくて、その日その日の搬入量といいますか、それらをその比率の方に持っていきたいと、場合によっては、1日にその比率が大きくずれるというような場合は、そこで搬入日といいますか、それらを調整していくというようなことも考えられるところでございますので、とりあえず1カ月分の翌月の搬入量を提出をいただいて、その比率の方をある意味では調整しているというところでございます。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 私いただいた資料、私の手元にあるのは20年間の処理量の数字、10年分いただいた、5年分、10年分いただいたんですが、その前の資料も手元にあるものですから、それを見る限りほとんど同じ量、約6万キロというんですか、6万キロぐらいの量を処理しているわけですが、20年も同じ業務をやってきて日程調整に今までは、今1カ月と申しましたが、前は2カ月、3カ月も待たされているわけですから、私はそれどう考えても疑問でならない。だとすれば、これは勝部管理者にお伺いするんですけども、組合が適正な維持管理を行うのであれば、このように時間がかかりすぎるのであれば、やはり業務内容を見直さなければいけないのではないかと、もっと適切にもっと早い時間に、例えば1週間、2週間で受け付けができるような状態にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、管理者をお願いします。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） ただいまの問題点は、やはりいかに利用者の視点でサービスを考えていくかということになりますので、1カ月を要しているというのも今回、私も初めてそういう状況にあるというのを把握できたわけございまして、やはり一般の目から見ると1カ月もかかるのかという思いは当然あります。したがって、受け付けてから、依頼があってから実際にそれが実行されるまでの業務フロー等も、もう一度私自身しっかり見直してみて、どこに問題があるのか、もう少し短縮できないのか、そのあたりを利用者の視点に立って考えてみたいと思います。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、最後に、この問題もう1点だけお伺いしますけれども、先ほど私、地震の話をしました、地震によって緊急性が起きて清掃の依頼をした、そういう場合、ついこの間、地震あったばかりですから、同じような事例が起きた場合、一部地域に集中して事例が起きた場合、集中すると思います。その際、旧西磐井の管内、先ほどご説明ありましたが、4つの清掃業者があるそうですが、その4つの業者、どの業者も選べるというような形、これはとれないのでしょうか。いかがでしょうか、よろしくその答弁をお願いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） ただいま災害時というようなお話でございます。災害が起きて、いわゆる大規模なそういうような浄化槽の清掃も必要になってくるというような場合ですと、そこは特別的な災害時対応というようなことでの視点でひとつ考えていかなければならないものではないのかなというように考えております。ただ、今、複数のというようなお話がございましたが、住民の方々にとってよりよいサービスを目指してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 今、ちょっと災害時というのを強調しすぎてちょっとまずいなと思いましたが、災害時のみならず、サービスの観点から、業者を選べない、この値段ですと言われる、私はいろんな商売を経験しておりますが、さまざまな、私はガス検針もやっておりますし、米の検査もやっておりますし、鉱山もやっておりました。さまざまな業種で行政からかなり厳しい監査を受け、そして住民サービス向上のために努力してまいりました。やはり、私ども住民がここですよと言われて、そのみしか選べない、災害時は対応しますよと言いますが、何が災害時かわからない、今回の場合は1件、2件の場合は災害時ならないと思うんですが、その辺、やはり災害時のみならず、住民サービスの観点からお答えをお願いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 確かに現在、地域割といいますが、そのようなことで許可しているわけでございます。それで、地域住民の方々が業者を複数の中から選択していただきたいというようなことでございますけれども、これにつきましては、あくまでも住民の方々にとって何がよいサービスなのかというところから詰めていきたいというように考えております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） それでは、改善を期待いたしまして、質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

次に、神崎浩之君の質問を許します。

神崎浩之君の質問は一問一答方式です。

4番、神崎浩之君。

4 番（神崎浩之君） 一関市議会選出の神崎浩之です。

私は平成16年に議員になりまして、その年から介護保険の議会に籍を置いておりました。初めは平泉町、花泉町、一関市で実施していた一関地方広域連合から現在の一関地区広域行政組合と続き、議会議員を拝命しております。全部の議会で一般質問をさせていただいておりましたが、今回から質問時間が60分となりました。今まではその約半分の時間で、その中で衛生から介護と広い分野でなかなか議論を深められずにおりました。特に私たち市町の議会に籍を置く立場から、この市町を越えた広域の行政の進め方の課題については、市や町が単独で一人で事業を行うということ、組合と市町と責任の所在があいまいになり、そこで事業内容にも特色が持てなかったり、さらにスピードも遅く、ありきたりな事業展開となってしまうことが課題であるというふうに感じております。例えば、介護保険の事業について市議会で問うと、それは組合でやっていることだからと答弁を避けられたり、では組合議会でたせば、私たちは構成市町から依頼があることだけしかできないから、また単独の独自の財源もないと。午前中のやりとりにもありましたけれども、非常に無責任な関係になっておるということを日々考えております。住民の視点でものを考え、事業を組み立てられているとはいいがたい状況になっている。このことは、実は管理者の皆さんも、それから特に有能な職員も感じていることだろうと思います。

今回から質問時間が60分となり、この広域で行政を行っていく、この課題を念頭に置いて、大いに踏み込んで議論をしてまいりたいと思います。

今回、議会改革をなされた新議長に、そして同僚議員に感謝を申し上げ、順次質問してまいります。

まず、1つ目でございますが、介護保険事業計画の策定、その推進は行政主導ではなく住民本位でということでありませう。

介護保険事業計画とは、これは行政にはさまざまな計画がありますが、非常に重大な計画であります。

ほかの計画の単なる理想をうたうものではなく、これは老人ホームのたった一つのベッドの数まで実施を伴う、住民サービスの量や介護保険料に直結するしばりを持った計画であります。その非常に拘束力を持つ計画が住民不在で、さらに議会も参画することができず、構成市町なり組合主導で決定されている状況は、実に前近代的な計画策定の手法ではないでしょうか。次期の5期計画策定を視野に入れ、現在業務をしていると思われまますので、5期にはこの点を踏まえて策定されますよう今からくぎを刺しておきます。

まず初めに、前政権、麻生内閣では、世界的不況の中、三段ロケットと表現し段階的に緊急経済対策、経済危機対策等を打ってまいりました。それが老人ホーム待機者問題と介護職員の待遇問題と相まって、国の経済対策における介護分野に大きな予算がつかしました。介護保険は申しましたとおり、非常にしばりの強い計画であります。それを国が前倒しして実施していいということは、建設とか土木分野ではあることですが、介護分野では今までには考えられない展開でありますし、恩恵にあずかったと感謝する次第であります。新政権の長妻大臣にあっても、財政が伴っておりませんが、特養の介護のベッドは増やすと話しております。公約は最初の意気込みだけで、どんどんなし崩しになってきておりますが、期待したいと思っております。

さて、その恩恵について具体的にお聞きするわけなんです、その恩恵は2つの点からあると思います。1つは、ただいまの第4期計画実施期間におけるその恩恵であります。新たな取り組みの内容についてお聞きいたします。それから、もう1つは第5期計画の前倒し分におけるその恩恵であります。その事業内容についてお聞きをいたします。

次に、現在、第4期計画まただ中でありまますけれども、その評価について、1年が経過しようとしておりますが、第4期計画の現時点での評価についてお伺いをいたします。

続きまして、来たるべく第5期計画の策定方針、体制についてお聞きをしたいと思います。

次に、計画の策定に当たっては、行政がつくったものを承認する方式ではなく、住民、事業者、議会の意見を取り入れた住民本位の計画策定にすべきではないかと、この点についてもお聞きをいたします。

大きい2つ目の質問といたしまして、両磐地区の地域包括ケア体制は整っているのかであります。

最近、地域包括ケアという言葉が特に岩手県でもはやされております。ちょうど1年前に花泉診療センターを初め県立病院の大幅な縮小が打ち出され、知事が県議会で土下座をするという前代未聞の珍事が日本中のテレビで放映をされました。その後、知事は地域の医療を守るには医療だけではだめだ、医療と介護や福祉と一体的に行う地域包括ケアが重要だと、もっともなことでございますが、今さらながら言い始めたところであります。そんなことは実は平成に入るあたりからささやかれておまして、20年も前から私は取り組んでいるのでありますが、この地域包括ケア、この言葉だけが一人歩きをしている、きれいな単語であります、この単語だけが踊って、中身が進まないことに憂いを感じております。地域包括ケアと合唱していればお年寄り幸せになるのでしょうか。死期を悟ったとき、自分の人生の終わりに後悔なく天国に旅立てるのでしょうか。当組合では地域包括支援センターなるものがあります。知事が話す両磐地区の地域医療を守るための地域包括ケア体制の構築について、当組合の地域包括支援センターの役割と絡めてお聞きをしたいと思います。

次に、権利擁護と虐待防止の体制はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

続きまして、障がい者施策と介護保険事業は密接に実施されているのかであります。介護保険の対象ではありますが、障がい者でもある方は介護保険法が優先されるということでもあります。介護サービスで足りない部分はこの障がい者施策と一体となって取り組まれているのだろうかお伺いしたいと思います。

次に、何回も苦言を呈している両磐地区の地域包括支援センターの体制であります。さまざまな課題がありますが、組合としては県内他市の優良事例や全国の先進的市町村から学んでいるのかお聞きしたいと思います。あわせて、両磐地区の地域包括支援センター体制における不良部分はどういうものがあるかとらえているのかお聞きしたいと思います。

最後に、施策の推進方針の中にも、介護予防について効果的に実施しますと話されておりましたけれども、実は政府の事業仕分けで介護予防は効果がないのではないかというふうに指摘されております。両磐地区の介護予防事業は効果が出ているのかを質問いたしまして、この場からの質問とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 神崎浩之議員のご質問にお答えいたします。

私から答弁させていただきますのは、大きな質問の1つ目の介護保険事業計画の策定、推進、これを住民本位でという、それから大きな質問のくくりの中で(1)の地域包括ケア体制の構築、(2)の権利義務と虐待防止の体制、それから最後の(6)の事業仕分けの関係というところを私から答弁させていただいて、その他の項目については事務局長から答弁させますので、ご了承ください。

まず、介護保険事業計画の策定、推進は、行政主導ではなく住民本位でというご質問でございます。

第4期計画実施期間における第5期計画の前倒し分の事業内容についてでございますけれども、平成21年9月に事業者に対しまして、第5期計画前倒し分として新規開設及び増設に関する意向調査を実施いたしましたところ、県が事業所を指定する特別養護老人ホーム1カ所、ショートステイが1カ所、それから組合が事業所を指定する小規模特別養護老人ホームが3カ所、小規模ケアハウスが4カ所、認知症高齢者グループホームが7カ所、小規模多機能型居宅介護事業所が3カ所、合わせますと合計で19カ所の整備の希望が示されたところでございます。この調査結果につきましては、当該補助金の交付主体でございます構成市町を介しまして県に報告をいたしたところでございます。

次に、第4期計画における事業でございます社会福祉法人七星会が花泉地域診療センターの施設を活用いたしまして整備する小規模特別養護老人ホーム、定員29人でございますが、これにつきましては、花泉地域の医療、介護施設の充実及び整備に伴う介護給付費の増に対する県からの財政的支援もあることもあって、第4期介護保険事業計画を変更する形で整備するものでございます。七星会の社会福祉法人の設置認可につきましては、小規模特別養護老人ホームのほかに老人短期入所事業、ショートステイ、これを行うという内容で、1月5日付けで県南広域振興局長より認可を受けたところでございます。

それから、介護サービス事業者の指定につきましては、小規模特別養護老人ホームの事業者の指定を当組合が行うこととなりますことから、七星会より事前協議書が提出されておまして、現在内容を精査中であります。この後、指定申請書を提出していただき、施設整備完了後、設備に関する基準に適合しているかどうかを検査した後、指定をするという手順になります。

施設の開設につきましては、現在、本年度中の開設をめどに整備中とのことでございます。

次に、第4期計画の評価についてでございますが、当計画は平成21年度から平成23年度までの事業期間でございまして、間もなく1年目が終了となりますことから、平成22年には1年目の計画と実績について検証をして評価をしてみたい。また、年度の進捗状況につきましては、毎年、介護保険運営協議会に対して報告をしているところでございます。なお、第4期の総括評価については、第5期計画策定時点で実施いたします住民に対するアンケート調査などによるご意見ももとにして評価を行ってみたいと考えております。

次に、第5期計画の策定方針、体制についてでございますが、介護保険法によりますと、市町村は基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画、これを定めるものとされております。第3期及び第4期の計画は、長期的な目標を第5期計画の最終年度となる平成26年度と見据えてまいったところでございます。第5期計画においても同様に、目標のもとに進めてまいりますけれども、第4期計画の検証を踏まえて課題を整理して、さらには住民の方々の意向調査や住民説明会を開催の上、住民のニーズを把握し、また国の基本指針を確認しながら進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、特別養護老人ホームへの入所を待ち望んでいる多くの方々がいるという事実、このことに対して、施設整備をかなえることができていないということは、大きな課題であるという認識をしているところでございます。

次に、計画の策定に当たって、住民、事業者、議会等の意見を取り入れて、住民本位の計画策定にすべきではないかということでございます。

第5期計画を策定するに当たりましては、第4期計画と同様に構成市町と連絡を図りながら、住民に対する意向調査や住民説明会の実施、サービス事業者への施設整備の意向調査等を行って、また議会のご意見をお聞きする機会を設けるなど、より多くの方々からご意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、両磐地区の地域包括ケアの体制についての質問でございますが、まず初めに、地域包括ケア体制を構成する資源につきましては、介護保険関連サービスのほか、医療保険関連サービスによる共助、それから住民主体のサービスやボランティア活動によります互助など、地域には数多くの資源が存在していると考えております。

組合管内のケア体制の現状を見ますと、これらが有機的に連動して提供されていると必ずしも言えない状況にあるのではないかと考えておりますが、東部地域包括支援センター管内では、支所支援会議に県立病院退院支援看護師が参加して、事例検討や情報の共有を図っている事例がございますほか、西部地域包括支援センター管内では、一関地域居宅介護支援事業所連絡会という会に退院調整看護師の参加をいただきまして、事例検討会や情報の共有を図り、また花泉地域におきましても県立地域診療センターの看護師の参加を得て、情報交換を行ってきた経緯がございます。さらに、地域包括支援センターで主催いたします地域連絡推進会議においては、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、消防署、各支所の保健福祉課などの参加を得て、研修会や情報交換等を行っております。今後は、住民の生活を支援するという視点をより強めて、互助、共助にかかわる多様なサービスを有機的に連動させていくための方策、そのためのシステム構築を模索してまいらなければならないと考えております。

次に、権利擁護、虐待防止体制についてでございますが、住民の身近な相談窓口の一つでございます構成市町の福祉担当課、一関市の場合はこれに加えて各支所に保健福祉課という組織がございます。これらなどと連携しながら、その対応を行ってきているところでございます。

虐待防止につきましては、民生委員の協力を受けながら、防止、発見に努めてまいります。なお、3月には、東部地域包括支援センター管内の民生委員の方々に対しまして、早期に虐待を発見できるシートを配付いたしまして、これを活用してもらう予定でございます。今後は、地域連携推進会議が行政や専門職だけでなく、一般の方々の協力も得られるような体制づくりになるよう努めてまいりたいと考えております。さらに、老人福祉法による措置、成年後見申し立て等につきましては、構成市町との連携を一層強めて対応してまいります。

次に、政府の事業仕分けの対象となった介護予防についてでございますが、昨年11月17日の事業仕

分けでは、介護予防の事業が対象となったところでございます。平成20年度の当初予算258億円に対して執行実績が171億円であり、不用額が87億円となったことについて、予算の不用額が多かったという指摘があったところでございます。事業仕分けの結果、介護予防事業につきましては、予算要求の縮減ということになったわけでございますが、大事な施策であるが、厚生労働省の説明が不十分なため縮減額は判定不能、厚生労働省は科学的根拠をもって制度設計をすべしという評決がなされたものでございます。この結果、政府の平成22年度一般会計当初予算のうち、介護予防事業については、予算額を前年の261億円から176億円に減額して計上されているものでございます。

なお、当組合における平成22年度介護保険特別会計予算のうち介護予防事業につきましては、前年と同額の予算を計上したところでございます。

当組合管内の介護予防事業につきましては、高齢者の方が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態にあっても状態がそれ以上に悪化しないように、その方の生活や人生を尊重して、できるだけ自立した生活が送られるように支援する事業でございます。このような予防事業の取り組みによりまして、高齢であるにもかかわらず状態を維持することができたり、あるいは介護予防に対する取り組み姿勢などの行動変容が見られるなど、予防事業の効果が始めていることから、今後も構成市町と連携して、さまざまな事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私から、障がい者施策と介護保険事業は密接に実施されているかについて申し上げます。

現在の取り組み状況につきましては、構成市町の障がい者福祉担当課と連携しながら行っているところでございます。特に、介護サービス利用者とかかわっております介護支援専門員への情報提供等が重要であると考えておりますことから、今後も引き続き制度の周知徹底を図ってまいります。なお、平成22年1月末現在で65歳以上の方のうち介護保険事業と障害者自立支援法の併用利用者の状況でございますが、一関市が41人、平泉町が1人、藤沢町が2人となっております。

次に、両磐地区の地域包括支援センターの体制について申し上げます。

地域包括支援センターは、介護保険制度の改正により、平成18年度に西部地域及び東部地域の2カ所に設立しまして業務を担ってまいりました。第4期介護保険事業計画において、地域包括支援センターを住民の方々のより身近なところに配置の上、体制の充実を図るべく、委託6カ所、直営1カ所の計7カ所、23人体制とするところであります。今後におきましても、職員の資質向上はもとより、構成市町の福祉担当課及び在宅介護支援センターとの連携を一層図りながら、運営に努めてまいります。

先進地事例につきましては、研究をしながら地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所としての役割を果たしてまいりたいと考えております。また、介護予防や生活支援の観点から、保健、医療、福祉、介護サービス関係者の連携がますます重要でありますことから、関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進してまいります。

両磐地区の地域包括支援センターにおける不良部分について申し上げます。

地域包括支援センターの業務につきましては、包括的支援事業4業務のほかに、指定居宅介護支援事業所の業務であります。この業務は要支援者の介護予防プランの作成などとなっております。

介護予防プランを作成いたします職員数であります。正職員11人に加えまして介護予防支援員7人の18人体制で行ってまいりました。介護予防プランの作成につきましては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託しておりますが、介護支援専門員1人当たりの件数は8件までとなっております。これを越えたプラン件数は、すべて地域包括支援センターで作成しなければならないということから、

高齢者の方の生活支援に直接関係する介護予防プランに軸足を置いて作成してまいりました。

本年1月には、地域包括支援センターの業務を高齢者総合相談センターとして2カ所に業務を委託いたしました。この業務委託により、西部地域包括支援センターでは、ケアプラン作成数が委託前の747件から492件と、東部地域包括支援センターでは、委託前の501件から294件となり、ケアプランの作成数が減少してございます。こうした状況により、今後は包括的支援業務により一層努めることができるものと考えております。以上であります。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 中里事務局長の声と対応がだんだんと弱々しくなって、要支援から要介護になったのではないかと感じて少し反省をしております。元気よくやりましょう。

まず、最初の質問ですが、第4期の恩恵、それから第5期の前倒しの分につきましては、先ほどの菊地善孝議員の答弁でもあるように、第4期については七星会の分、それから第5期については、るる説明をいただきました。

まず、第4期の件であります。七星会の問題ですね、これについてはいろんな経過があって、これも実は聞きたいところであるんですが、それはそれとして、もし県の意向がなかったのであれば、第4期計画の恩恵というものはこの地域においてはなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしいですね、第4期の分ですよ。

それから、七星会についてであります。花泉地域の医療、介護についての充実というふうなことで、これは結果的に非常にこの地域にとってはよかったことだと思っております。数も増えましたね。ただ、その内容について、数があればいいというものではないので、その辺が今後、心配して推移を見ていかなければならないんですが、特にこの29床の指定についてはこの組合で指定していくものでありますので、見ていきたいなと思っております。

介護事業の指定については説明がありましたけれども、社会福祉法人の指定についてはいつ行われたのか、これは県なんですけれどもね。まず法人の方の指定について、いつだったのか確認させていただきたいと思っております。ショートステイ等は1月1日、指定をされたと説明がありましたけれども、その点についてお願いしたいと思います。

また、全体の介護事業はどういうふうになっているのかということなんです。今、お話にあったのは29床の分とそれからショートステイの分でありました。そのほかにも、事前審査資料が出ているということなんです。その他については県の方の指定になると思うんですね、在宅サービスについては、県の方の指定になっていると思っております。29床、それからショートステイ以外の介護サービス、これは医療法人の方も含めて保険者として把握しておかなければならない内容と思われるので、社会福祉法人の分のほかの事業、それから医療法人の分について、あわせてお聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず、1点目の緊急経済対策の関係、第4期分の件についてお答え申し上げます。

この事業につきましては、平成21年度から平成23年度に整備される分も該当をいたします。そこで、先ほど29床ということのお話ですが、そのほかの整備内容についてお話をいたします。平成21年度につきましては、先ほどお話ありました小規模特別養護老人ホーム29人、花泉の関係ですけれども、そのほかに認知症高齢者グループホーム8カ所分がございまして。それと、今度は平成22年度の整備計画の関係でございますが、これにつきましては認知症高齢者グループホーム4カ所、そして小規模多機能型居宅介護事業所1カ所、平成23年度にその分も入っております。平成23年度に小規模多機能型居宅介護事業所、これらにつきましても対象になっております。

それと社会福祉法人の指定の年月日、社会福祉法人七星会への認可は平成22年1月5日でございます。実施する事業につきましては、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業となっております。

それから医療法人にかかわる業務内容といいますか、それらにつきましてはつかんでいないところでございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 社会福祉法人七星会について、先ほど管理者はショートステイについて1月1日指定と私聞いたと思うんです、5日、わかりました。

そのほかの事業なんですけれども、花泉の方は介護だけが欲しかったわけではないわけですよ、医療も含めたことでほしいと、医療も含めたものであればお願いしようかなというふうな雰囲気だったと思います。ということで、その医療の方はどうなっているのかということが心配ですし、それから保険者として、指定は県の方が指定しますけれども、金を出すのは保険者でありますから、この組合の保険者、保険者としてそういう部分まで把握する必要があると思うんですよね。どんどん勝手に県の方が指定してしまえば保険料が増大しますよね、在宅介護サービスについてはね。そういうふうなことがあるんですが、その辺について把握しておくべきだと思うんです。その29床の分の事前協議書なりというのが来ているわけなんですけれども、それについては、こういうことについては触れていないのでしょうか、書かれていないのでしょうか。保険者として県の方から情報を得ないのでしょうか、質問いたします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 事業所指定にかかわる事前申請書につきましては、地域密着型サービス事業所としての内容となっております、そのほかにかかわる医療にかかわる部分といいますか、それらにつきましては入っていないところでございます。なお、これ以外にも県の指定いろいろあります、うちの方の指定以外には県でやっておりますけれども、それにつきましては認可といいますか、なりましたらば随時うちの方に情報は入ってきているところであります。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 先ほども言いましたとおり、医療と介護の充実ということでありましたし、まして保険者でありますので、そういうところと情報をとりながら、どういうふうなサービスが花泉診療センターで住民に提供されるのか把握すべきだというふうに思っております。今後、監査もありますよね、指導もありますよね、当組合で。かつては全部県でやっていたわけなんですけれども、この点については組合の方で指定、それから指導、取り消し含めてここでやらなければならないわけですよ、県と連動して進めていただきたいなと思っております。

次に、第5期の計画の策定方針ということなんですけれども、5期の計画というのはどういうふうなことで今考えられているのかお聞きしたいと思います。5期はこれから作成しますよという答弁ではなくて、5期があって前倒しで今やっているわけですよ。5期計画があってその5期計画の前倒しの分を今やっているということだから、前倒しということであれば、5期の計画があるはずだと思っているんですね、一般人から見れば。それから、この介護保険事業計画は4期でありますけれども、長期計画で平成26年度まで、単純に平成23年度までの計画ではなくて、平成26年度の大きな計画の中の4期ですよ、そういうことも踏まえて5期の内容があると思いますので、その辺お聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、5期計画の前倒し整備というようなことで、5期の計画があつての前倒しというようなことではないかというようなお話でございますが、現時点において5期中に施設整備を

するということについては何も持っていないところでございます。ただ、そのような呼び方をしたというのでしょうか、今の時点では何も持っておりません、すみません。

それと、5期の内容であります。確かに平成26年度を目標としたことで4期計画を作成をいたしたところでございます。そういうことで、大筋には平成26年度目標に向けて内容を進めていくということになります。今時点では、平成22年度に入りますと、それらの策定に向けた準備に取りかかっているかなければならないというように考えております。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 5期の前倒しということを一一般の人が聞くと、これは行政の用語かもしれませんが、5期というのがあって前倒しの方でこのくらいありますよというのが普通の日本語だと思うんですけどもね、ちょっと意外な答えでありました。ひとつ、先ほど菊地議員も心配していたわけなんですけど、意向調査なんですね。その平成22年度の地域密着の意向調査というか、候補者募集説明会が2月18日にあるということですね。これはホームページですよ、一関地区広域行政組合のホームページからとったんですよ、私。今の意外な局長の顔に大変驚いているわけなんですけれども、平成22年度地域密着サービスの設置候補者募集説明会、我々も何回も意向調査をしているのかというふうなことだったんですが、これが2月18日に行われるということで、参加希望される方が2月15日締め切りだと、今日ということなので、この説明会に現在、今日締め切りなんですけど、何事業者が手を挙げてきているのかお聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 今、確認をさせていただきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） では、次の質問に進みますが、この第4期ですね、これは住民に対するアンケート調査を行ったとか運営協議会で承認されたとかあるわけなんですけれども、私は議員にはきちっとした説明や意見を求めていると思っておりますよ、この策定が。これはさっきも言いましたけれども、非常に大きな計画なんですね。後に出てくる地域包括支援センターの体制についても出てくるわけなんです。地域包括支援センターというのがこれからの日本の高齢社会の真骨頂なわけですよ。これを説明ないままに一方的にできてしまったということに非常に憂えているわけなんですけれども、この中には地域包括支援センターの数とか委託のこととか、それから委託費は地域支援事業費の範囲内ですと書いてあるんですけども、こういうことは、後世にとっては大変な汚点になるわけですよ。こういうことが我々議会、議員に説明なく、意見も聞かれないままに進んでいくということは非常に困ったものだなというふうに思っているんですよ。ということで5期はどうするのというふうにくぎを刺したわけなんですけど、これは管理者にお聞きいたしますが、こういうふうな計画の策定的手法ではうまくないと思っております。今までのやり方は、住民説明会の前に、ほとんどできあがったパンフレットを見せられて、住民説明会の直前にですよ、こんな感じでやりますからよろしくみたいなことで、もうそのときに意見を言ってもほとんど突っ走られているというふうなやり方だったというふうに思っております。今後はそういうふうなことがないように、素案の素案の段階から我々の意見を聞いて、いいものを組み立てていただきたい。一回承認すればこれは我々の責任にもなるんですよ、ということなので管理者の考えをお聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 第5期計画策定にかかわる事前の幅広い意見の集約等については、先ほど冒頭の答弁でも触れましたとおり、目標、第4期計画の検証も踏まえた上で、より幅広い方々のご意見をちょう

だいで、それを反映させていくという基本姿勢で臨んでいきたいと思ひます。したがひまして、当然その中には議会の議員の方々のご意見もお聞きして、それを反映させる手だてを講じていくということも当然に含まれるということでござひます。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 次の質問にまいります。

次の質問の(1)については、知事が地域包括ケアというふうなことをよく会議のたひにおっしゃっております。それにあわせて、この地域包括支援センターを中心に進めていっていただきたいと思ひております。

次の権利擁護なんですけれども、具体的に聞きますが、どうも構成市町とのというふうな答えがあったわけなんです、管内で成年後見制度を利用している方、それから日常生活自立支援事業を利用している方、それから高齢者の虐待、この相談の件数について、これは地域包括支援センターの業務でありますので、その数についてお話をいただきたいと思ひます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） これら権利擁護や虐待相談につきましては、各構成市町の担当課とか在宅介護支援センターの方においても相談をいただいているところでござひまして、これから申し上げる数字につきましては、地域包括支援センターがかかわったというふうなことで申し上げます。

これは、第3期にかかわる部分でござひますけれども、虐待については22件、権利擁護につきましては5件、その他の相談が74件というふうな内容になってござひます。以上です。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 今、県はすべて地域包括支援センターでと言っているわけですよ。ですから、構成市町で把握している件数ではなくて、たまたま地域包括支援センターで把握した件数というふうなお話だったので、そういうことではいかんと思ひております。管内の成年後見制度利用者、日常生活自立支援事業者、虐待の相談、これはやっぱり地域包括支援センターで把握しておくべきだと思ひます。

この権利擁護について、全国の県内の地域包括支援センターの業務の中でこの管内が一番弱い部分ですよ、前回は指摘をしておりますけれども、そういうことなので、何ら改善されておらない、地域包括支援センターできちんと把握して、権利擁護、虐待防止、それを未然に予防していただく仕組みをつくっていただきたいと思ひます。仕組みをつくっていただきたい。たまたま地域包括支援センターでかわったケースというふうなことではないんでね。

ほかの先進事例、市町村の勉強をしたかというふうなことを言ったわけなんですけれども、隣の陸前高田市も地域包括支援センターは介護予防プランをつくらないで3職種、3職種にはつくらないで、保健師は保健師の仕事、それから社会福祉士は社会福祉士の仕事、主任ケアマネージャーは主任ケアマネージャーの仕事をさせているわけですよ。本当にこの当管内の地域包括支援センターの介護予防プランの別な面の仕事が多すぎて、きちとしたやるべきことができているわけですよ。ですから、先ほど言ひました、障がい者に対するケアマネジメントの地域包括支援センターの主任ケアマネージャーからの指導がない、だから取り上げているんですよ。それから、社会福祉士がきちんとやるべきである権利擁護、虐待防止について、予防プランに翻弄されているのできちとした仕事ができている、把握もできている、システムもつくっていないというふうなことから質問をしているわけでありまひます。職員は一生懸命頑張っているんですよ。職員は忙しいながら一生懸命頑張っているわけで、職員が悪いわけではないんですけど、今、我々の前に座っている皆さん方が介護保険の運営に強く財政的にかかわっている皆さんでござひますので、そういう方の私は責任だと思ひております。人格を持っている高齢者へ

の対応を、財政的なことだけで進めた当管内の地域包括支援センターの仕組みであるからこういう弊害が来て、冒頭に言いましたけれども、高齢者の方が最期、どういうふうな気持ちで迎えていくのかということが非常に心配なわけであります。

この計画も我々に相談なく勝手に地域包括支援センターの委託を進めます。先ほどの管理者の施策の方針でも、委託を進めますというふうなことでありました。事務局長は自分の地域に近ければいいんだというふうな、充実だというふうなことを言っておりますけれども、私はそうは思っておりません。ということで、管理者からこの地域包括支援センターの委託、委託がいいのか、委託して充実させますというふうなことをおっしゃってございましたけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） まず、地域包括支援センターというもののとらえ方でございますけれども、私は、高齢者の方々の生活を支える総合機関でなければならないというふうに思っております。関係機関への橋渡しをする機関という位置づけをはっきりと打ち出して、それに沿った機能を持たせて強化、充実を図っていくべきだと思っております。そういう中で、権利擁護であるとか虐待防止の対策を講じられていくであろうと思っておりますので、そういうところがしっかり担保される形であれば、私は直営であろうが委託であろうが、それはセンターとして十分機能していくものでであろうというふうに認識しております。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 全くそのとおりであるんですが、前回の質問で、直営で1,000万円の給料をもらってやっていると、それを300万円の委託をするというふうな話がありましたので、再度確認させていただきたいわけなんですが、財政的なために委託というふうな風潮があるようなので、その辺について管理者のコメントを求めたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 多少一般論になるかもわかりませんが、財政的な面のみを持って委託するというのは、私は誤りだと思っております。やはり、そもそもの委託の目的が何なのかということでございまして、その委託する業務がどのような効果を発揮できるか、そのあたりを十分見極めた上のものであれば私はその形態は問わないわけでございますけれども、やはり委託する業務がしっかりと遂行されるという面を第一に考えていくべきだと思っております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 先ほどの意向調査の事業所数ですが、13事業所であります。

議長（岩淵一司君） 通告時間に達しましたので、神崎浩之君の質問を終わります。

午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時15分

議長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に沿って、一般質問を行います。

最初に、一関清掃センターのごみ焼却施設について、2点お伺いします。

一関清掃センターごみ焼却施設の施設関係の耐用年数は15年から20年と言われ、既に耐用年数をはるかに超えている施設です。ごみ焼却施設の平成19年度、20年度の維持管理費は年間1億円を超え、今後の年度計画においても毎年1億円前後の整備費が見込まれています。さらに、平成23年度には2億3,600万円の事業費でコンベア設備などの更新を行う計画にもなっています。一関地区広域行政組合では、現在の焼却施設の使用計画は平成29年度までとされていますが、その計画まであと7年しかありません。このままでは、平成29年度以降も現焼却施設を使用しなければいけない事態になっています。一関清掃センターは平泉、一関、花泉地域のごみの焼却に責任を持ち、1日90トンのごみ処理を行っています。この施設がもし事故が起きたときにどうなるのか、現在の施設はあと何年利用できるのか、現施設の問題や課題についてお伺いします。

2点目は、県南地区ごみ処理広域化計画についてお聞きします。

ダイオキシン問題が大きな社会問題になったとき、当時の厚生労働省は、ごみの処理を広域化し、24時間大量に焼却することが問題解決だと広域化計画を推進してきました。これに沿って策定されたのが岩手県ごみ処理広域化計画です。県内を6ブロックとし、県南は両磐、胆江地域でごみ処理を行う、この計画に沿った改築でなければ補助金の対応ができないとされています。一関地方衛生組合の時代から既に現在の清掃センターで焼却処理を行うのは平成29年度までとしていたともお伺いしています。しかし、この計画自体全く進められていない状況のもとで、施設の老朽化がどんどん深刻になっているのです。耐用年数をはるかに超える施設で莫大な維持管理費をつぎ込み、それにかわるとごみ処理計画が住民に示されていないことに、関係者はもとより住民の中からも不安の声が出ています。

県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、計画がなかなか進まなかった問題点は、先ほど勝浦議員の答弁でも管理者がお話ししておりました3つの原因があり、当組合は単独で一つの施設を求めている。そうであるならば、管理者は、早急に県に対し全面的な計画の見直しと国に国庫補助を認めるよう求めるときだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、合併浄化槽の清掃についてお聞きします。

合併浄化槽の保守点検、清掃は、市設置型が行われている地域はその管理を行政が対応しますが、個人設置型の地域では直接業者と対応しなければなりません。現在、個人設置型で対応している地域では、清掃作業を業者に申し込むと、その日のうちにすぐ来てもらえる地域と3カ月もかかる地域があるなど、対応がまちまちです。また、料金体系についても基準がなく、同じ管内に住んでいてこれほど対応が異なるのはおかしいのではないかという声も出ています。清掃作業及び保守点検の状況は、地域ごとでは一体どうなっているのでしょうか。また、浄化槽法に照らして本来どうあるべきなのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（岩淵一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、現在の一関清掃センターのごみ処理の状況についてでございます。

一関清掃センターの焼却施設の処理能力は、2つの炉で日量150トンでございますが、昭和56年の稼働以来、ごみの搬入量が日量で150トンになったことがないため、150トン焼却した実績はございません。過去には日量110トンから120トン焼却していた経緯はございますが、平成20年度ではごみの搬入量は2万3,359トン、焼却日数は326日で1日当たりの焼却量は150トンに対し72トンとなっております。

焼却施設の処理量はごみの熱量によって決まってくるわけですが、当施設の建設時の発熱量の設計は低カロリーごみに対応しております、ごみの質が低カロリー時において最大の効率性を発揮するように設計されているところでございます。しかし、近年のごみの質はビニールやプラスチック類が多く、平成20年度に実施した精密機能検査時における発熱量の測定でも高カロリー化を示しております。その結果、各炉の1時間当たりの処理量は、規定の日量75トンに対して1号炉においては61.5%、2号炉においては54.9%で、2つの炉の平均で58.2%と低くなっているところでございます。そのため、現在は1日当たりで、夏場で90トン、冬場で80トン前後の処理が限界と想定しているところでございます。これ以上のごみを処理しようとしますと、炉の出口が乾燥段の上部に当たるため、そういう構造になっているために、火力が大きくなりすぎて乾燥段のところで激しく燃焼して、投入ホッパーシュートでごみが燃えるおそれが出てくるということでございます。また、排ガスの温度を下げにくくなりまして、電気集塵器周りの温度が高温になってダイオキシン再生を助長することにもなりかねないものでございます。しかしながら、可燃ごみの減少と発熱量が高値にあるとは言え安定していることなどから、今後のごみ処理に特に支障となることはなく、現在の可燃ごみ量の処理には問題のないところでございます。

次に、耐用年数でございますけれども、一般的に焼却施設の耐用年数につきましては、建物が30年から38年、設備関係については、個々の機器により異なるわけですが、ごみ処理施設の場合は、機器や部材が高温や腐食性雰囲気暴露されて、機械的な運動により摩耗しやすい状況での稼働が多いため、他の都市施設よりも性能低下や摩耗の進行が早く、全体として耐用年数が短いということで、おおむね15年から20年程度と言われてきたところでございます。

そこで、一関清掃センターの施設についてでございますが、昭和56年4月の稼働から、既に耐用年数と言われる15年から20年を大きく超える28年が経過しておりますが、常に安全運転に努めてきているところでございます。あと何年もつかということもございまして、広域化の目標年次が平成29年度ということになっておりますことから、それまでは現施設を稼働させなければならない状況にあるというふうな認識を持っているところでございます。施設を稼働するに当たっての問題点、課題というものがございまして、現在のところ特に差し迫った問題ということにはなってございませぬが、何せ老朽施設でございますので、突発的な対応も想定しながら、施設の管理には十分な注意をしまいたいというふうにご考えているところでございます。

次に、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の進捗状況についてでございます。

平成9年に厚生省から都道府県に対して、ごみ焼却処理に伴うダイオキシン類の排出削減及び未利用エネルギーの有効活用を目的として、ごみ処理の広域化計画についての通知がございまして、計画の策定と広域化の推進を求められたところでございます。これを受けて岩手県では、人口、ごみ処理量、運搬距離などを勘案いたしまして、できる限り日量を300トンの処理規模を確保するため、県内を6つのブロックに区分して、ブロック内に焼却施設を1カ所整備するという岩手県ごみ処理広域化計画を策定したところでございます。これが平成11年でございます。

その広域化計画において、当地域は胆江地区と両磐地区を区域とする県南ブロックとして指定されました。その後、平成15年に岩手県から県南地区ごみ処理広域化の準備協議会の設立について提案があったわけですが、地元市町村からは、計画策定時と現在の状況ではダイオキシン類排出を抑制する技術に大きな差があることから、当地域のごみ処理のあり方を再検討すべきではないかという意見のもとに、一関市長を会長とする県南地区ごみ処理広域化検討協議会を設置いたしまして、県南ブロックの焼却施設の整備方法について、構成市町の担当課長を中心に検討してまいったところでございます。

なお、いまだその検討結果については結論が出ていない状況でございます。

岩手県が策定した広域化計画において、ブロック内に1カ所とする方針でございますが、この計画を見直すためには、ごみ処理広域化についての基本調査等を行って見直しのための資料が必要となっております。また、当組合の施設は昭和56年の竣工でございますが、胆江地区の施設については平成6年の竣工でございます。今後、長期間の使用が胆江地区の場合は可能である。したがって、早急にブロック内に焼却施設をさらに1カ所整備することは、胆江地区の側から言うとなかなか難しいということでございます。また、整備費の負担割合など協議すべき課題がたくさんございまして、いまだ解決に至っておらないというところでございます。しかしながら、この問題は、私は放置できない問題であって、早急に解決すべき課題という認識を持っているところでございます。

ご承知のとおり、一関清掃センターごみ焼却施設は長年の時を経過してございますので、新しい施設の整備は当地域にとりまして喫緊の課題であるという認識でございます。しかしながら、県が策定しました広域化計画によりまして、胆江地区と両磐地区では施設は一つと言われていることもまた事実でございます。県南地区ごみ処理広域化検討協議会で検討しておりますが、解決を見ていないということは先ほど述べたとおりでございます。広域化計画策定時と現在の状況にも大きな変化がございます。住民サービスと廃棄物の適正処理ということを考えますと、当地域に単独で新しい施設を設置してごみ処理を行うことが最も望ましいと考えているところでございまして、今後、早急に関係市町及び岩手県と協議をしてみたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、合併浄化槽の管理体制について申し上げます。

浄化槽は、槽内に流入した汚水を微生物の働きにより浄化しており、この過程で汚泥等が生じます。これが槽内に多量に貯留しますと、浄化槽の機能に支障を来し、汚水の浄化処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりいたします。浄化槽清掃は槽内に生じた汚泥等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びに装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業でございます。これらの作業を行うためには、浄化槽法の規定により、浄化槽清掃業の許可が必要になります。

管内の浄化槽清掃業者につきましては、旧西磐井地域が4社、旧東磐井地域が2社でございまして、合計6社という状況でございます。そのほかに、浄化槽の維持管理にかかわる業者といたしましては、浄化槽の点検調整を行う浄化槽保守点検業者及び清掃によって回収された汚泥をし尿処理施設に搬入する浄化槽汚泥収集運搬業者がおります。

次に、浄化槽清掃処理の現状と状況についてでございます。

浄化槽清掃から浄化槽汚泥の処理までの手順でございますが、浄化槽の保守点検業者は清掃が必要と判断した場合に、設置者、または保守点検業者が清掃業者に連絡をいたします。これを受けまして、清掃業者は浄化槽汚泥収集運搬業者と日程調整を行い、浄化槽の清掃を行います。さらに、収集運搬業者は槽内で発生した汚泥を汲み取り、し尿処理施設に搬入しておるところでございます。

当組合の処理施設では、し尿と浄化槽汚泥搬入割合を、例えば一関清掃センターにおいては7対3と稼働しており、これは汚水の処理機能が安定するよう管理するためのものであり、し尿と浄化槽汚泥の処理比率を一定に保つことにより、汚水処理機能、微生物の処理能力などでございますが、この処理機能を安定的に維持管理を行い、適正な汚水処理を実施しておるところでございます。そのために、事前に翌月分の浄化槽汚泥の搬入量を把握したく、各業者へ協力をお願いしているところでございます。このようなことから、浄化槽の保守点検業者から浄化槽清掃業者へ通知されてから、繁忙期を除きまして依頼から清掃まで早くても1カ月は要することとなっております。以上でございます。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 一関清掃センターのごみ焼却施設についてお伺いします。

突発的な対応にも事故等の対応をしなければならないという答弁がございましたが、具体的にはどういった対応を考えているのかお伺いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 施設の維持補修でございますけれども、毎年度、施設等の整備状況を把握しまして、翌年度に実施する工事内容等を、緊急度等を勘案して決定し、予算を措置しているというような状況でございます。それで、その緊急性にもいろいろあるかと思っておりますけれども、既定予算内では対応しきれない、金額的なものでございますが、そのようなときは当然ながら補正で対応しております。また、大規模といいますが、通常の維持補修以外では施工できないような大規模のものにつきましては、これも定期補修工事以外に新たに予算を確保して対応していくというようなことでございます。ただ、何分施設は日々稼働させていかなければならないということですから、それを前提に維持補修をしまっているところでございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 事故が起きないように対応しているという答弁かとは思いますが、地域住民、そして関係業者では、老朽化したその施設がいつどんな事故が起きるかもわからないという不安の声があります。そうしたときに、一日でも一関清掃センターのごみ処理施設がストップしたときの対応等はどうかお考えしているのかお伺いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 施設につきましては、業務を開始する前にまず日々点検を行っているところでありますし、補修工事につきましては、前段申し上げたような対応を行っているところでございます。

それで、ストップしたときというようなことでありますけれども、具体的には検討をいたしていないところでありますけれども、うちの方には施設が一関清掃センターと大東清掃センターがございますので、そのような緊急時におきましては、大東清掃センターの方に搬入をし処理をするというような方向になるかと思っております。ただ、これにつきましては、大東清掃センターへの搬入につきましては、地元との協定の絡みもあるものですから、当然地元の協議会の皆様にご理解をいただくということが前提になります。以上です。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 一関地区広域行政組合としては、焼却施設の利用期限が平成29年度までとされているのを今確認したところですが、質問の中でも話していますが、その計画まであと7年しかありませんが、一向にその場所等々も何一つ決まっていないという状況で、平成29年度以降、新しい施設ができない場合はどうかお考えしているのかお伺いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 広域化計画の目標年度が平成29年度となっております。そういうことで、計画どおり仮に進んだとしても平成29年度までは当然ながら稼働はさせていかなければならないというような状況であります。

そこで、それでは平成29年以降、それまでに整備ができなかった場合というようなことだと思いますけれども、やはり組合としましては、その後においても、当然ながら維持補修等を行いながら稼働をしまっているということになります。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） ただいまの件について、管理者としての考え方を申し述べさせていただきます。

まず、その突発的な事故があった場合の対応というところからなわけでございますけれども、具体的な事故の内容によってもその対応策というのは違ってくるわけでございます。この突発的な事故に対する対応は、まさにこれは危機管理的な対応が望まれるわけで、そのときその時点で考えられる最善最良の対策をとっていくということに尽きるわけでございます。したがって、日ごろからそういう事故があった場合を想定した訓練といいますか、シミュレーションをしながらの対応策を検討している、そういうことが日常の業務の中になければならないというふうに考えております。

それから、耐用年数の関係から残りの年数が少なくなっていると、その間にできなかつたらどうするかということでございますが、先ほどの冒頭の私の答弁の中で、この問題は放置できない課題であって早急に解決をすべきものと認識していますというお答えをさせていただきました。まさに私はそれをしっかりとやっていく、早急に県の方と、県の計画が頭にあるわけでございますので、その県の計画が相当、当時と状況が変わってきているということもありますので、その辺をしっかりと県の方と協議をして、単独で設置できるような方向に向けていきたい。なるべく早い段階で単独設置というものが実現できるように事を運んでいきたいというふうに考えております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ一日も早く安全性と効率性を考慮した、両磐管内に1つの新しいごみ焼却施設が実現するようお願いしたいと思います。

次に、合併浄化槽の清掃について質問いたします。

これまで浄化槽の清掃業者や保守点検業者に対して、作業等の内容についての指示、または業務に関する報告を求めたことはありますか。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長。

環境衛生課長（菅原直君） 今、詳しい資料を持っておりませんが、平成19年度に清掃業者等に対しまして組合の方から通知文書、浄化槽清掃の適正な処理についてということで文書を出しております。それから、私、平成20年の4月1日から着任しましたが、業者の方とそれを確認して、いずれ最短でも清掃は2カ月以内に行うようにというようなことで業者の方と話をしておりますし、し尿と清掃業者の関係では年2回ほど会議を開いて、いろいろ住民サービスの向上とかそれらについてお話をしております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 組合が住民の苦情に対して現状を把握しているか、現場任せにしているかでは解決までのスピードにかかわる問題で、先ほど浄化槽清掃を申し込んでから1カ月は要するとの答弁でしたが、実はいまだに3カ月待たされている利用者や、この2月の初旬にも1年待たされたという利用者がいました。こうした地域間の不公平感に対して、解消のための具体的な対策に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 先ほども、この問題は非常に深刻な問題だと思っていると答弁したんですが、これは行政サービスの品質の問題にかかわってくる問題でございます。その利用者からの要望に対してそれを必要以上の期間、いろんな事情があると思うんですが、いずれ3カ月とか1年というのは、私もまだこの分野、必ずしも十分勉強していない状況の中で、一般的に見てもどうしても期間が長すぎるなど今、直感的にそう感じているわけでございますけれども、行政品質を高めていくということが一つの私どもの使命でもございますので、そういう観点から言っても、少しでも利用者の視点に立って利便性を追求していくことが必要だと思いますので、今後、どこに問題があつてそういう長期に期間がわたつて

いるのか、その辺もしっかり検証していく必要があるかと思っております。これは直ちに調べて対処していきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 行政サービスの品質を高めるための具体策をこれから考えていくということでしたが、地域間の不公平感に関しては、今、事務組合でわかった話ではありません。その地域間の不公平感に対してどういった解消が今の時点で考えられているかお伺いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 先ほど前段の方で申し上げましたが、浄化槽の維持管理はその保守点検業者や清掃業者、そして浄化槽汚泥の収集運搬業者がそれぞれ連携のもとに実施するということが重要でございます。

それで、地域間の不公平感というようなお話でございますけれども、行政サービスの向上というような、そのような視点から詰めてまいりたいというように考えております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先ほどの勝浦議員の質問に対する答弁もちょっとわからないところがあったのでお伺いしますが、現在の指定業者にこだわる組合の理由をもう一度お願いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず、浄化槽汚泥収集運搬業者でございますけれども、一関地域には2社ございます。花泉地域には2社ございます。東磐井地域には2社ございます。平泉町に2社ございます。それで、担当区域割でございますけれども、一関地域につきましては担当区域割を設けております。花泉につきましては、区域は花泉地域という区割りです許可をいたしております。東磐井地域につきましては、それぞれ2社の業者がいるわけですが、業者ごとに区域割を設けております。平泉の2社につきましては平泉町という区域割でございます。

この区域割につきましては、組合成立前に設定しておりました区域割を継続しているというような状況であります。そういうことで、地域間の不公平感というようなお話でございますけれども、今のところはその収集運搬業者に地域割が固定しているというようなことから、その地域の汚泥を収集する場合は1社しかないというような状況であります。これらの区割りににつきましては、よりよい行政サービスといえますが、その視点で検討していきたいというようなことであります。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） こうした地域間の不公平感が区割りにあるというお話でしたので、管理者のイニシアチブを信頼して、行政サービスの向上のための円滑な清掃と保守点検に必要な措置を至急講じるよう求め、質問を終わります。

議長（岩淵一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菅原巧君の質問を許します。

菅原巧君の質問は一問一答方式です。

14番、菅原巧君。

14番（菅原 巧君） 菅原巧でございます。

この広域行政組合議員として初めてのデビュー戦でありまして、失礼な質問をするかもしれませんが、ぜひその折には初めてということでお許しをいただきたいというふうに思います。

まず、私は2題について質問をさせていただきます。

この1題目の5年、10年後の介護計画についてということなんですが、これは12月定例会で一関市の

方にも同じような感じの質問をさせていただきました。きょうは、この行政組合は一関市、平泉町、そして藤沢町が入っているものですから、ぜひこの部分で意識を合わせて取り組んでもらえばありがたいというような思いでお話をするわけであります。

さて、私は何回も言うんですが、昭和21年生まれで、私から下が団塊の世代と言われていますが、自分も団塊の世代と思っているんですよ。それで、私の同級生は、例えば千葉の方で学校の先生をやって退職をして地元に戻って、お父さん、お母さんの介護をしながら看取っている方もいるわけであります。そして、同級会を毎年やるんですが、集まるとまずあるのは、孫の話は当然なんです、次に多いのがやっぱり将来的な部分なんです。私たちはどうなるんだらうねという話、千葉から地元に戻ってきた人は、千葉だと車がいらなそうなんです。地元に戻ってから車が必要なので車を買ったわけですよ。お母さんも具合が悪くなって車が運転できなくなったから、自分が買ってお母さんを送り迎えしたりしているわけなんです、この間亡くなったんですけども、その同級生が言うには、やっぱりこれでは不便だねと、自分たちがこういう状況になったら、また千葉に戻ろうかななんていう話もするわけですよ。やっぱり私はそういうことではだめだ、逆にそういう方を一関のほうに誘導したいという思いがあるのに、ここで生まれ育って地元に戻って、また向こうに行こうかなという思いをさせるようでは、やっぱりだめだというふうに私は思うんです。

それで、私は政治というのは、やっぱり住民に、国民に将来像を描いて、こうなるんだという将来に夢なり生活設計を立てられるような状況というのをつくっておかなければだめなんです、国そのものがまずそれができていないということですよ、特に介護計画なんかは。それで、私はこの一関地域の介護についても、将来的にこうなんだという部分で、今ここでこうやっているんだけど、将来的にこうなんだよという部分を、やっぱり組合として示せる部分は示していく、これが私は大事なことだというふうに思います。そして、それがやっぱり政治に対する信頼ができて上がるものだというふうに私は確信をしているものですから、ぜひそういうことで、この10年、15年、20年後の介護計画のシミュレーションを立てていただければありがたいというふうに思います。

先ほどの4期の計画の中にも、高齢者の将来展望というのがあって、平成26年度までいろいろ推計が出ていますが、ああいうものをずっと出していただいて、そしてここで何人ぐらいの要介護があって、特養に何人必要だとかそういうものもやっぱり示していただければありがたいんですが、まずはその介護計画のシミュレーションについてお示しをいただきたいというふうに思います。

2つ目であります。今、焼却炉の話がいろいろ出されましたが、私は違う切り口なんです、私は4年ぐらい前に地球温暖化の話を一関市のほうに求めたときは、ここのごみ処理場のCO₂削減の規制については除外をされているというお話を伺って、この部分については、ですから触れませんでした。今回、この組合に入ったものですから、ぜひ聞いてみたいという思いで今回ここに取り入れたわけなんです、特にやっぱり一関の中での排出量というのは一番なのではないでしょうか、ごみ処理場のCO₂の排出量というのは。それで、まずその部分についてどのような対応をしているのか伺いをして、ここからの質問については終わらせていただきます。

議長（岩淵一司君） 菅原巧君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 菅原巧議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、5年後、10年後の介護計画に関する一つ目の質問に対してをお答えして、地球温暖化への対応については事務局長の方から答弁させますので、よろしく申し上げます。

初めに、まず高齢化率の推計について申し上げますと、一関地区広域行政組合管内、これは一関、平

泉、藤沢でございますけれども、平成21年12月末現在の人口は13万9,277人でございます、そのうち65歳以上の高齢者人口は4万1,559人となっております。高齢化率は29.84%を示しております。この率は毎年上昇している状況でございます。この傾向は、管内の人口の減少と相まって、今後もしばらく続くものと予想され、第4期介護保険事業計画においては、平成26年度の人口13万1,578人に対して高齢者数は4万1,866人、高齢化率31.8%に達すると推計しているところでございます。さらに、第4期計画と同様な方法で推計をいたしますと、10年後となります平成32年度の人口は12万1,515人で高齢者人口が4万3,033人とピークを迎えます。このときの高齢化率は35.4%に達するものと推計されるところでございます。

次に、介護認定者の推計について申し上げます。

このような人口推計のもとに、平成21年度には7,392人であった要介護認定者数は増加を続け、平成26年度では8,405人となり、全高齢者数の20.1%を占めることとなります。さらに、10年後の平成32年度の要介護認定者数は9,626人となり、高齢者全体の22.4%に増加いたします。

次に、特別養護老人ホームへの待機者の推計方法について申し上げます。

前段で申し上げました総人口や高齢者人口等につきましては、第4期計画と同じ計算式を活用して、10年後の平成23年度まで推計計算をしたところでございます。しかしながら、10年後の特別養護老人ホームの待機者の予測につきましては、計算方法などが示されておりません、大変計算するのが難しい状況でございます。将来予測につきましては、今後、その推計方法について国や県の指導を得ながら、その推計計算方法について研究をしてみたいと思っております。

組合管内の特別養護老人ホームへの待機者につきましては、平成21年8月末日現在で要介護4、5の方方で251人となっているところでございますが、こうした待機者の解消に少しでも対応できるように、国の経済危機対策の一環である施設整備に対する補助金の活用であるとか施設の新規開設、増設に関する事業者の意向調査などを実施してきているところでございます。この調査によりますと、県が事業所を指定する特別養護老人ホームが1カ所、ショートステイ1カ所、組合が事業所を指定する小規模特養が3カ所、小規模ケアハウスが4カ所、グループホーム7カ所、小規模多機能型居宅介護事業所3カ所の合計で19カ所、410人の開設希望が出されているところでございます。

次に、5年後、10年後の介護保険計画についてでございますが、第4期計画は平成26年度を目標とする長期計画の中間としての位置づけにもなりますことから、第5期計画の方向づけは第4期計画と基本的には変更がないものと考えております。それ以降につきましては、国の方向性が不透明でもありますことから、現時点では具体的に申し上げることができませんが、先ほど申し上げましたように、高齢者人口及び介護認定者数の増加、一方では人口減少、更には高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加など、こういう状況のもとで高齢者の方々の生活基盤の充実を図っていかねばなりません。現在の介護保険制度は介護保険料の額に直結していますことから、介護保険財政の安定的で継続的な運営のため、給付と負担の均衡にも意を配ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、地球温暖化への対応について申し上げます。

焼却施設のCO₂削減のための取り組み状況につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定によりますと、廃プラスチック類を焼却することで排出されるCO₂が施設としての排出削減の対象となっております。しかしながら、いずれにしましても、焼却施設から多量のCO₂を排出しておりますことから、ペットボトル、プラスチック製容器包装を初めとしたごみの分別、再資源化を図り、燃やすごみの減量に重点を置き、CO₂排出の抑制を推進してきたところでございます。そのため、ごみ

のわかりやすい分別の方法を記載したごみの分け方・出し方テキストや、ごみの収集カレンダーを全世帯配布により分別の啓発、周知を図り、住民の皆様のご協力を得ながら、分別、再資源化による燃やすごみの減量に努めているところでございます。

施設の運転管理による削減でございます。

施設の運転で使用する電気、化石燃料の消費がCO₂排出につながることから、一関、大東清掃センターでは、設置当初より焼却施設の廃熱を施設内における暖房や給湯に利用することで、暖房燃料などを抑えたエネルギーの有効活用、また焼却炉の冷却用の用水の再使用などを行ってあるほか、省電力につながるインバーター制御器の導入、軽油車両への天ぷら油から精製されたバイオディーゼル燃料の使用及び省エネ対応型照明の採用など、省電力化によるCO₂の削減に向けた取り組みや検討を行ってきたところでございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 14番、菅原 巧君。

14番（菅原 巧君） まず、介護計画のシミュレーションについて、いろいろ説明をされたわけですが、ぜひこれは、あとで資料でいただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたい。できるのであれば、4期計画の方法でも結構なんですけど、10年以降もそうしてできるのであれば、お願いできればありがたいなというふうに思うわけでありまして。当然、増えていく中で、今、保険料と税が50・50で運営をされているわけなんですけど、このままいけば保険料が上がってしまうというのは誰の目にも明らかなんです。そういう意味では、将来国に対して、やっぱり税の投入というのは必要なんだろうという話もできるならやっていたらいい話になるのだろうというふうに思いますので、よろしく願いをしたいなというふうに思います。

それと、介護の世界を見た場合に、やっぱり介護に従事する方をしっかり持っていなければだめなんだろうというふうに思います。私も何度もお話をさせていただいているんですが、私ら自分が育って、中学校、小学校なんて同じ学区なんですけど、私らも100人ぐらい卒業しているのにね、今、その地域にいと8人ぐらいなんですよ、多くて10人。その小学校の高学年から今の中学生が、我々が高齢者の仲間入りをして何か迷惑をかけるときに支えていただく労働力なんですよね。でも、一体に本当に少ない労働力の中で介護の世界にだけやっぱり投入するというわけにはいかないわけですよ。どこでもやっぱりそんな状況というのは出てくるのかなという思いをずっと持っていたんですが、ただ、ここに来て、ものづくりが具合悪くなって、やっぱり内需の方にシフトしていくという、雇用拡大の部分をもここにも、この分野にもあるということでございますから、そういう意味で若者が定着できるような職場づくりというのは必要なんだろうというふうに思います。

そこで、介護に従事する大学卒業の方が10万円ちょっとの手取りしかないとか、それと看護師さんが集まらないというのは、例えば病院に勤務している方の3分の1以下になってしまうというような賃金状況を聞きました、私。これではばりばりの看護師さん来るわけじゃないですよ。そこはやっぱり何とかしなければならぬだろうなということで、批判を受けた厚生労働省は社会保障審議会介護給付分科会というのに審査を依頼して、そして報酬を上げたではないですか。3%ぐらい必要であるということと答申を受けて国が実施をした。それが介護従事者処遇改善臨時特例基金というのはこの部分も該当するのかなという思いもあったんですが、それでわかりませんから質問するんですけども、この部分でそれぞれが事業所で申請をして、多分お金を上げるために努力したと思うんですが、その利用状況というか、それはすぐわかるんですか。それと、本当に賃金のほうにいつているのかなと、施設の運用の方に回っていないのかなというような思いもあるんですが、その辺について、もしわかればお伺いをしたいなというふうに思うわけでありまして。

それと、何とも本当に大変な介護を要する人は特養でないとだめなんだろうなというふうな思いもいたします。ただ、私もできるなら自分の生まれたところで、自分がここは終の棲家だと思って家を建てたわけですから、皆さんもそうだと思うんですね。できれば、そこで終わりたいなという思いはあっても、ただそれを許されない状況というものがあるわけでありまして。

それで、特に地域の高齢者は地域から離れるというのを非常に嫌がるんですね。それで私は、今の自分の隣組を見た場合に、あと何世代が続く世帯というのはもういくらもないんですよ、見てみて。若い夫婦がいて孫のいる世帯というのは、皆さんの隣組で何人いますか。だから、あと5年、10年したら本当にもう何ともならない状況というのがあるんですよ。私自身も近所にお母さんと娘さんが介護を受けて外に出られないようになってしまった方がいるんですが、そういったときに、私、若者だから、地域では、それで地震のあとに行ってみたり、庭の草を刈るといったようなこともできるんですけども、ただ、私もあと何年かするとそういうこともできなくなる、地域の力というのは本当にないんですよ。そういったときに、だからといって、では高齢者の方一人一人そこに置いていいのかと言えばそうもならないので、施設数を増やしていくことによって、これもまた保険料のかかり方も出てくるので、できるのなら地域の中で家が空いたりしているんですよ。そこを利用して、地域の共同生活というか、地域のグループホームというか、そんなことでもやっぱり考えていかなければだめなのではないのかなというような思いもあるんです。

それで、そういったときに、これはあと何年もしないうちに来ますから、間違いなく。これね、自分のところばかり見ているとまだまだ未来の話だと思うんですけども、もう少しあたりを見てもらえばこれは一目瞭然ですよ。そんなことも考えていかなければならないのではないかなと、こんな思いをしているんですが、その考えについてどうなのか伺いをしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 国の方の施策でもあった診療報酬の上昇分が人件費にうまく落とし込まれていないということがよく言われているところでございます。私も、やはり今、若年者の雇用問題が大きな問題になっているときに、事業者の方からは、要するに雇い主の方からは、何とかしていい人材を確保したいというニーズが非常に強まってきている。一方で、なかなかそれに対する応募件数は増加していないと、そういう実態があるわけでございまして、やはりそのマッチングがうまくいっていない一番の大きな部分というのは、私は給与面での条件であろうと思っております。そこを解決していかない限り、なかなか、せっかく地元に残って定着してそこで暮らしていきたいと思っている若者がいたとしても定着できないわけなんです。

一番私が望ましいと思っているのは、そういう介護か医療の分野で、若者がその分野で地元に残りたいということであれば、これはまさに自分の親に対する支援にも結びつく部分もあるわけでございますので、一番望ましい地域づくりにもつながっていくいい流れができるのかなと思っておりますけれども、残念ながら現在そのところはうまい流れになっていない。私も雇用対策を長年やってきておまして、ここの部分を何とかしていかないと日本の地方が全くだめになってしまう、力が弱まってしまおうと思っている。現に、岩手県にもインドネシアから介護関係の職員が2人でしたか、もう既においでになっているということでございます。そういうのがどんどん、どんどん増えていってしまうのが果たしていいのかどうかということもいろいろと考えておりますけれども、いずれ若者がそういう仕事に意欲を持って入っていきけるような環境づくりというものは、ぜひ何とか考えていきたいなと今思っているところでございます。その障害になっている部分を、どういうところが障害になっているかという部分をしっかりとらえて、対策を講じていきたいと思っております。もちろん、これは組合だけでどうにもなるも

のでもございませんし、市、それから県、国と全体を巻き込んだ形で解決をしていかなければだめなものでございます。だからといって、国の問題だから我々は直接関係ないと言ってられない問題だと、これからの雇用対策というのはやはり、本来的には国が責任を持って行うべき対策でございます。国だけには任せてられない、地域を守っていくんだと、そういう観点がなければ私はだめだと思っておりますので、今非常に大きな課題を提起していただいたというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 平成21年度に介護報酬が3%改定されたわけでございます。それで、報酬への処遇改善、跳ね返りといいますが、そのようなことでございます。これにつきましては、厚生労働省のほうで調査をいたした内容でございますが、平成21年度の介護報酬改定で3%アップになった結果、介護従事者の平成21年9月の平均給与が23万1,360円で、前年同期より9,058円上昇したということになっております。厚生労働省のほうでは、報酬の用途は事業者次第で、施設の維持経費に回したケースも少なくないためというようなことでありますが、これを業種別で見ますと、1万円を超える賃上げとなったのが特別養護老人ホーム、これが1万2,052円増、老人保健施設においては1万1,629円、賃上げ幅が最も小さかったのは訪問介護事業所の5,868円というような状況になっております。上昇幅が最も大きかったのが生活相談員と支援相談員ということで1万2,291円ということになってございます。これは全国的な集計でございます。

そこで、当組合管内の事業所に対しましてその状況について調査をいたしたところでございます。62事業所のうち50の事業所の方から回答があったところでございます。設問方式で平成21年4月1日から12月31日の間の介護保険サービスにおける介護従事者の給与等の引き上げ、手当の新設を含むということで、その引き上げ状況について該当する番号から丸をつけてくださいというような選択制でありました。平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げたというのが16事業所ございました。平成21年度介護報酬改定にかかわらず給与等を引き上げたというのが13事業所、定期昇給を行ったというのが20の事業所でございます。そのような調査結果となっております。以上です。

議長（岩淵一司君） 14番、菅原 巧君。

14番（菅原 巧君） そうすると、62事業所のうち50については回答があって、その50事業所については何らかの形で実施をしているよということで理解していいんですか。それと、雇用の部分についてはわかりました。よろしくお願いをしたいと思うんですが、それで、まず今の話はお願いしますね。

それで、これらを見ていると、ここの行政組合だけではできない課題ではないですよ。先ほどの、例えばシミュレーションやって、施設数が多くなればこれは保険料が高くなる、この保険料が高くなれば持つのかといえれば難しい部分もあるものですから、これは例えば投入する税金をもう少し、4対6にするとか7対3にするとか、そういったところも出てくるんだろうというふうに思うんですが、そういう部分についてはぜひ上部の方に反映をさせるようお願いをして、示せるところは示していただくということでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、1点だけ今のお話。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） その前に、先ほど事業所数を申し上げましたが、選択制というようなことでお話をしたところでございますが、複数回答もよしというようなことでありますので、即それが事業所数ということではございませんので、その点、ご了承願います。

議長（岩淵一司君） 14番、菅原 巧君。

14番(菅原 巧君) 読売新聞の14日の日曜日なのですが、静養ホームたまゆらというところの事件があって1年ぐらいたつんですが、無届けの云々という話がありましたが、この一関地区行政組合管内にはそういうたまゆらみたいなどころがあるのかなのか、この項目ではこの1点だけ。

議長(岩淵一司君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) ございませぬ。

議長(岩淵一司君) 14番、菅原 巧君。

14番(菅原 巧君) それでは、CO₂の排出量削減についてなんですが、この間COP15の中で我が国は25%削減の公言をして、これからやっぱりすべてにわたって削減の目標値が私は示されてくるんだろうというふうに思っています。それで、これらを協議する場というのは、一関温暖化対策地域協議会というところあるんですが、これには行政組合としての加入というのは何かのかかわりがあるわけですか。例えば、これは平泉町さんにも藤沢町さんにも多分あると思うんですね、この協議会の話は。そうすると、1市2町の中にあるそういう協議会の中に浮いてしまっているような感じもするのではないのかなという思いもしたんですが、そのかかわりについてはこれからどうなっていくのでしょうか。

ではいいです、あとで結構ですから。

あと、私は今までの議論の中で聞いていて、堤防のかさ上げの関係で市民プールを撤去するという話もあるわけでありませぬ。そこで私は、これから求められてくるのは、燃やした燃料を何かにやっぱり形として還元をするということがないと、これからパスならないと思うんですね。例えば発電でもいいし、それとお湯を沸かして温水プールといったものもいいのだろうというふうに思いますが、そういう意味で、新しく建築を、平成29年度までに云々という話がありましたが、ぜひその辺も検討していただいて、この温水プールというのはすごく介護予防にはいいんですよ。関節が悪い人でも水でかなりの部分、お金出して皆さんそれぞれが大変な利用率があるので、その辺について考えられないのかなという思いがあるので、勝部管理者に伺いをしたいと思ひます。

議長(岩淵一司君) 勝部管理者。

管理者(勝部 修君) 管理者としての立場で答えたらいいのか、市長としての立場で答えたらいいのか、ちょっと答えているうちに混乱に陥りそうな状態ですけども、私の基本的な考え方は、燃やすのはいつでもできると思っているんです。ですから、燃やすのは最後だということで私は考えていきたい。燃やす前に活用できる部分があるのであれば、最大限それを活用して、もうこれ以上活用の余地がないとなったときにそれは燃やして、それを燃料化にすることもありませぬけれども、まずはとことん活用の方策を探っていくということで、このことを進めていければと思っているところでございませぬ。

それから、ここから先は管理者として離れるかもわかりませぬけれども、市民プールの移転問題についても、いずれその市民プールがどういう形で新しいプールに生まれ変わるかということについては、多くの方々のご意見が当然そこには反映されて、新しい計画がつけられていくものというふうに認識しているところでございませぬ。

議長(岩淵一司君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 焼却施設から発生する熱の利用といひませぬか、そのようなことでございませぬか、今の焼却施設を建設し、交付金を活用して行ひ場合は、その熱を利用する附帯設備といひませぬか、それらを整備しなければならぬというふうな状況になってございませぬか。ですから、その熱を利用して発電をするとか、あとは余熱を利用して、今お話しした暖房とか、暖房化してございませぬか、その熱を利用しているいろいろ設備を整備するといひませぬのは附帯条件になっている状況にございませぬか。

議長(岩淵一司君) 14番、菅原 巧君。

14番(菅原 巧君) 今の熱の利活用についてなんですが、地域で負の部分ばかりではないのかというご指摘をされるのであれば、やっぱりこの辺をもう少し目に見えるような形で還元をするという形がよろしいのかというふうに思うので、ぜひそれを具体化をするようお願いして、私からの一般質問は終わります。

議長(岩淵一司君) 菅原巧君の質問を終わります。

議長(岩淵一司君) 以上で本日の議事日程の全部を終了しました。

次の本会議はあす16日、午前10時に再開し、議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労様でした。

散会 午後4時31分

第 2 日 目

議 事 日 程 (第 2 号)

日程第 1	議案第 1号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 2	議案第 2号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 3		閉会中の継続審査について
追加日程		緊急質問について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成22年2月16日 午前10時01分開議

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	神崎浩之君	5番	熊谷裕君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩淵一司君

欠席議員

なし

職務のため出席した職員

事務局長	菊地敬喜	事務局次長	佐藤甲子夫
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	高橋一男君
副管理者	畠山博君	広域行政組合事務局長	中里秀孝君
介護保険担当参事	阿部照義君	環境衛生担当参事	下村透君
介護保険課長	松岡睦雄君	介護福祉主幹	青山モト子君
介護福祉主幹	熊谷正明君	環境衛生課長	菅原直君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君
会計管理者	鈴木道明君		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

議事日程に同じ

第11回広域行政組合議会定例会

平成22年2月16日

午前10時01分 開 議

会議の議事

議 長（岩淵一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議 長（岩淵一司君） 次に、2名より議案に対する質疑通告書を受理し、管理者に回付しました。

議 長（岩淵一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩淵一司君） 次に、昨日開催された議会運営委員会において、正副委員長が互選された旨、委員長から報告がありました。

この際、議会運営委員会の正副委員長をご紹介します。

議会運営委員長、神崎浩之君。

議会運営委員長（神崎浩之君） 皆さん、おはようございます。

昨日の本会議で委員会条例が制定され、会議規則の一部改正が議決されました。これで議会運営委員会が正式に公的な位置づけをもって発足されました。

その委員会がありまして、委員の皆さんのご推挙をいただきまして、委員長を拝命することになりました。微力ではございますが、一生懸命職務を全うしたいと思います。

議長選出の際に多くの議員の方から議会改革、議会刷新というふうなご意見をいただきました。議長の意をくみまして、住民の皆さんの気持ちを大事にした議会運営にまい進してまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（岩淵一司君） 次に、同副委員長、阿部正人君。

議会運営副委員長（阿部正人君） おはようございます。

私、平泉町議会選出の阿部正人です。このたび、この議会運営委員会におきまして副委員長という大役を仰せつかり皆様にご推挙をいただきました。私も一生懸命委員長を補佐しながら職務の重責を全うしてまいりたいと、こういうふうに思います。ひとつ、今後とも皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（岩淵一司君） 以上で紹介を終わります。

次に、広域行政組合事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、昨日の資料の提出請求をいただきました件についてご説明を申し上げます。

質疑の中で老老介護や認認介護の地域ごとの数字を求められたところでございますが、組合といたしまして独自の調査は行っておらない状況であり、また保有しております介護データからも集計できない状況でありますので、ご依頼のありました趣旨に沿う資料を提供することができません。大変申し訳ございませんが、ご了解を賜りたくお願い申し上げます。なお、構成市町で独自に調査いたしました資料がございましたので、参考までに配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（岩淵一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第2号により進めます。

議長（岩淵一司君） 日程第1、議案第1号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算から日程第2、議案第2号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより質疑を行います。

ただいままでの質疑通告者は2名です。通告順に質疑を許可します。

一括質問・一括答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は30分以内としますので、ご留意願います。

最初に、菊地善孝君の質疑を許します。

菊地善孝君の質疑は一括質問・一括答弁方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） おはようございます。

まず最初に、今、中里局長からお話しいただいた資料については、ありがとうございました。

最初に、本題に入ります前に一言だけ話をさせていただきますが、昨日の本会議冒頭で委員会条例を制定いたしました。このあと審議する予算というのは総額140億円ほどの予算であります。これを30分で質疑しなさいと、どだい無理な話であります。私が委員会条例をつくるべきだと提案したのは、まさにこのような議会運営をしてきた結果として特老の問題が発生しているのだから、議会の側も改めるべきは改め、住民の負託にこたえるべきだという趣旨で提起をしたわけであります。今議会からやろうと思えば、昨日委員会条例は公布されたわけですからできるわけですけれども、こういう形で30分だけの質疑ということは、私としては極めて遺憾であるということだけ最初に述べておきたいと思えます。

限られた時間でありますので、大きく分けて4点について、管理者に3件、代表監査委員の方に1件お願いをしたいと思います。

まず、補正予算の関係なんですが、就任後いただいた資料を見ますと、昨年8月に補正をした後、補正をしていないわけですね。こういう状況の中で問題ないのかということであります。今も話しましたように、140億円にならんという平成21年度予算でもあるわけですね。この間いろいろな経済諸事情において変動がありましたし、職員給与問題等々もあったわけです。これらについては、本来補正を行うという形で、生きた金を限られた財源の中で生きた金にしていくという、そういう取り決めがあっただけでしかるべきだと思うんですが、補正をする理由がないとするその考え方について、この機会にご紹介をいただきたい。

2つ目は、今動いている平成21年度決算の見込みについて紹介をいただきたい。これは、新年度予算を組むにあたっては、当然補正関係だとか現年度決算見込み、こういうものが当然必要になってくるはずなんであります。特に事業勘定の場合は、公会計ですから前年予算額と併記して表示いただいておりますが、事業勘定の場合は決算がどのくらいになるかということによって新年度の歳入歳出の予算を組むというのは企業会計においては常識であります。そういう意味では、現年度決算見込みをどの程度だというふうにそれぞれの会計を見ているのか、概略をこの機会に説明をいただきたい。

その3つ目は、提案いただいている新年度予算における地域内再投資予定額、これをどのくらいだというふうに算定をなさっているのか。今、この地域は特に経済不況の波がずっと続いていまして、もろに受けて雇用不安が広がっている。そういう中で、地域経済を活性化させ、雇用状態を改善するという

この一つの大きな処方せんとして、地域内再投資を意識的に増やしていくということが自治体運営の中で必要になってくるはずなんですね。一部事務組合の予算ではあるけれども、こういう視点があっただけでしかるべきだと私は思うんです。今次の予算を組むに当たって、編成するに当たって、大体このぐらいの再投資ができるのではないかと、カウントできるのではないかと、こういう視点を持って編成されたいと思うので、その金額の概数を紹介をいただきたい。

大きい2つ目ではありますが、3款2項2目の13節ですね、火葬場人件費の実態と予算見込み額であります。実は現場で働いている方々から、私が今回のこの事務組合の議員に就任したということでも何人かからお電話をいただいているのは、火葬場で働いている人、電話いただいた方は千厩斎苑のことを想定しているようですが、火葬場で働いている方々の給料があまりにも仕事内容と比べて低すぎないかということでもあります。電話いただいた方も非正規の方でありますけれども、やっている仕事が違うと、自分たちと同じ処遇ではおかしいのではないかと、やっぱり何がしか割増をするということがあってしかるべきではないかという、こういう考え方でありました。私自身も全く同感であります。この部分について、どのような、委託費算定に当たって、新年度予算では計上されたのか、その考え方について紹介をいただきたいということでもあります。

大きい3つ目、これは第2号議案、介護の問題にかかわる問題なんです、予算編成過程における被保険者、事業者等の要望、意見取りまとめ、どのような手法で行ったのかであります。

大きい4番目は代表監査委員にお聞きします。これも第2号議案の3款1項1目、介護給付費準備積立金にかかわる問題であります。就任してすぐいただいた資料の中に平成20年度決算審査意見書がございました。その41ページの中ほどにこういうくだりがあります。「また、基金、地方債の決算年度末現在高は、財政調整基金が前年対比39.3%増の1億211万4,000円、介護給付費準備基金が13.1%増の8億548万3,000円」というくだりがあります。このくだりを読む限りにおいては、まさに数字を羅列したということしか読み取れないんですが、実は8億円以上の積立金がある、その一方で新年度予算においては452万8,000円が新たに基金に積み立てをするという予算編成になっております。一方で取り崩しもあるわけですが、監査委員の立場から見て、この準備積立金の適正額といえますか、適正規模といえますか、最低限このぐらいは必要ではないかと、基金、これ以上あっては少し積み過ぎではないかと、こういうある程度の線をお持ちだろと思うので、この機会に現在の積み立て、そして予算編成の中身を見て所見があればこの機会にお聞きをしたい、こういう趣旨でございます。以上です。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 菊地善孝議員のご質問にお答えいたします。

まず、補正予算の提案をしない理由についてということでございますけれども、平成21年度の一般会計予算の歳出の総額は26億7,500万5,000円となっております。一般廃棄物処理事務、火葬場運営事務などに執行しているところでございますが、補正予算につきましては、昨年8月の定例会におきまして、一関及び大東の清掃センターの補修工事、これに係る補正予算の議決をいただいたところでございますけれども、施設の補修を含めて現計予算で対応できるものと判断したところでございます。

なお、最近における一般会計補正予算の状況を申し上げますと、平成20年度においては原油高騰による処理施設での電気料の増額にかかわる経費にかかる補正、これを行いました。平成19年度は補正はございません。平成18年度は、国庫補助金を活用いたしました大東清掃センターのストックヤード事業費の確定に伴う経費、これの補正を行っております。

なお、決算の段階で繰越金、要するに不要額等が出た場合の取り扱いでございますが、その繰越金等は財政調整基金への積み立てを行うこととして、補正予算、あるいは当初予算の財源に充当することと

しており、繰越金について、例えば構成市町への返還をするということはしておらないところでございます。

次に、介護保険特別会計の方についてでございますけれども、こちらは平成21年度の予算総額は112億5,221万4,000円でございます、そのうち保険給付費が104億7,011万9,000円となっております。保険給付費の給付実績は当初の見込みどおり推移しているところでございまして、予算内執行が可能と判断しているところでございます。その他の経費につきましても同様でございます。

なお、最近における介護保険特別会計補正予算の状況については、平成20年度は介護保険制度改正に伴う電算処理システム改修にかかわる経費、介護従事者処遇改善臨時特例基金にかかわる経費について補正を行っております。平成19年度は補正がございません。平成18年度については、介護保険制度の改正に伴う電算処理システムの改修にかかわる経費、これの補正を行ったところでございます。

なお、介護保険特別会計の場合は、決算において余剰金、繰越金等が出た場合は、一般会計の場合とは異なりまして、財源を負担している国、県、構成市町、社会保険診療報酬支払基金、これらに対して負担割合に応じて返還することとしており、第1号被保険者の介護保険料相当分については介護保険準備基金に積み立てをして、次期介護保険事業計画中の介護保険料を軽減する財源としているところでございます。

次に、平成21年度の一般会計の決算見込みについてでございますけれども、まず歳入について申し上げますと、ごみ処理手数料については、ごみの搬入量、これが当初予算において見込んだ量を下回る状況にございまして、現在のところ1,100万円程度の減を予想しております。し尿処理手数料につきましては、し尿搬入量の減少傾向がある一方で、浄化槽汚泥処理が増加傾向にございます。したがって、当初の見込み額と同程度を見込んでいるところでございます。物品売払収入につきましては、予算編成時に見込んだ単価に比べまして、特にもアルミ、スチールなどの金属単価が高騰しております。3,200万円程度の増額になるのではないかと見込んでいるところでございます。歳入全体で2,100万円程度の増額というふうに見込んでいるところでございます。

次に、歳出の方でございますけれども、当組合は火葬場や清掃センター等施設管理が主な業務となっているところでございますが、昨年度高騰した電気料等の光熱水費でございますが、本年度は安定した単価で推移しているところでございまして、全施設を合計して1,800万円程度の執行残を見込んでいるところでございます。また、業務委託や工事費について、入札関係で600万円程度の減が見込まれるとともに、人事院勧告による調整分など歳出全体で2,900万円程度の執行残になるのではないかと見込んでいるところでございます。以上のことから、平成22年度への繰越額は5,000万円程度というふうに見込んでいるところでございます。

それから、新年度予算における地域内投資額ということでございますが、当組合は構成市町から付託を受けました一般廃棄物処理事務、それから火葬場運営事務、介護保険事務等を執行しているところでございます。景気対策という点については、当該地域を含めて当面する重要な課題であるという認識は持っているところでございますが、当組合の本来行う業務というものではありませんけれども、組合が発注する工事など、一定の経済効果を生み出すというふう考えているところでございまして、組合の本来業務として地域内に再投資をする予算を組み立てているというところではございません。

それから、次に、火葬場の人件費の実態とそれから予算の見込みについてもお尋ねがございました。平成22年度予算額のうち火葬場の管理委託料は、釣山斎苑が1,197万円、千厩斎苑が798万円で合計1,995万円となっているところでございます。現在の委託料は、以前は各斎苑ごとにそれぞれ契約しておりましたけれども、平成19年の7月から釣山斎苑と千厩斎苑の運転管理を長期一括契約による指名競

争入札により業者を決定しているところでございます。参加企業は全部で6社ございまして、最低価格で応札した現在の業者と平成24年6月30日までの長期契約を結んでいるところでございます。

入札に当たっての設計額の算定内容につきましては、釣山斎苑の人員構成が班長1名、運転監視員3名、受付事務員1名、清掃員1名、合計6名、千厩斎苑の方は班長1名、運転監視員1名、受付事務員1名、清掃員1名の4名を配置する内容になっております。また、人件費の積算単価につきましては、財団法人経済調査会発行の月間積算資料というものがございまして、これの建設保全業務労務単価、あるいは一関市の臨時的任用職員の賃金を参考にして、日額で班長が1万200円、運転監視員が8,200円、受付事務員が7,500円、清掃員が5,370円としているところでございます。なお、給与の実態につきましては、契約企業における内部情報ということで開示いただいておらないところでございます。

次に、予算編成過程における被保険者、事業者等の要望、意見をどういうふうに取りまとめたかということでございますけれども、平成22年度の予算につきましては、第4期介護保険事業計画の2年目となる平成22年度の給付見込額をもとに、平成21年度決算見込みより各介護サービス給付費の伸びなどを考慮して編成したところでございます。被保険者、事業者等から特別に要望、意見を取りまとめて編成したというものではございません。

なお、第4期計画を定めるにあたっては、広く多くの方々からご意見を伺ったところでございまして、例えば一般の高齢者の方々、居宅サービス利用者、それから主たる介護者など、2,000人余を対象として介護保険事業に関する意向調査を実施いたしました。また、介護保険住民説明会を23会場で実施したところでございます。それから、居宅介護支援事業所、サービス事業者を対象に3会場でそれぞれ説明会を開催して、介護保険制度全般についてのご意見を伺ったところでございます。さらに、介護保険施設指定希望者に対する施設整備についてのヒアリングも行ったところでございます。これらのことを踏まえながら予算原案を作成して、介護保険運営協議会における協議を経て予算案として取りまとめたところでございます。

議長（岩淵一司君） 小野寺代表監査委員。

代表監査委員（小野寺興輝君） 菊地善孝議員のご質問にお答えします。

介護給付費準備金8億円以上があり、さらに同基金への積み立て452万8,000円は適切かどうかというご質問とお聞きしました。

当該基金は一関地区広域行政組合介護給付費準備基金条例に基づき、計画期間内における保険料率の財政の均衡を図ることを目的に設置されているものでございます。その管理に当たっては、第3条により、金融機関への預金等、最も確実な、かつ有利な方法により保管するものとし、その運営から生じる収益については、同条例第4条に基づき、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとしているものでございます。ですから、それから生じた利息相当額については、当然に基金に積み立てされるべきものと考えられます。

私ども監査委員は、認定された予算が同条例に沿って執行されたときをもって適正であるかどうかを判断するものでございます。なお、平成20年度末における基金額は8億548万何がしとなっておりますが、監査委員としては、現段階でその金額が適正であるかという判断はいたしかねるものでございますが、介護保険法第129条に定める、おおむね3年を通じた財政の安定に見合う保険料率の維持ということを考えれば、約100億円に上る保険給付費に対する基金8億円でございますので、決して過大なものではないと思われれます。なお、第4期計画では約半額ぐらいは取り崩しがあるものと聞いております。以上でございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） あと8分しかありません。再質問いたします。

今、管理者から1番目の問題について答弁があったわけですが、決算見込みでは、例えば売却予定の関係ですね、リサイクルの関係、これらだけでも2,100万円ほど当初計画よりも増になる見込みだと、そのほかにもいくつか述べられています。これは、このこと一つ見ても補正を組む必要があるということになりませんか。今まで組合はこういう手法で予算の執行をしてきたわけでしょう、そして決算をしてきたわけでしょう。しかし、これだけの規模の事業を運営しているわけですから、執行しているわけですから、当然1年半ぐらい前に予算というのは組むわけでしょう。最終的には1年ちょっと前でしょう、議会の議決を得るのは。しかし、編成時もあるんだものとは大分違った内容が生じてくる。しかも、これだけの金額が各部門ごとに相当額の差が出てくるということは、補正をして、できるだけ繰り越しその他については少なくしていく、そして年度内に予算の中で残る金、あるいは歳入増になって使える金があるとすれば、必要な部分については新年度、翌年度を待たないで手当てをしていく、こういうふうな予算執行があってしかるべきではないでしょうか。このことは違法だとか何かの問題ではなくて、限られた予算をどう有効に生かすかという視点での提起ですので、引き続きこの部分を検討していただきたい、こういうことで述べさせていただきます。

3つ目の地域内再投資の関係なんですけど、これについては、好むと好まざるとにかかわらず、地域内再投資はされるわけですよ。そのことを目的として一部事務組合を運営しているのではないという、そういう切り口もあるでしょうけれども、側面はあるとは思いますが、しかし、どういう形にする人件費その他、あるいは物品の発注含めて地域内再投資なっているわけです。ですから、こういう視点も常に各普通自治体の、一般自治体の執行だけではなくて、こういう一部事務組合においてもそういう観点を持って事業に当たるといえることがあっていいのではないかという思いで指摘していますので、これについても内部で検討なり今後、予算編成に当たっては考慮をいただきたいということにしたいと思います。

大きい2つ目の火葬場人件費の関係なんですけど、実は今、千葉県の野田市が公契約条例を施行して、官製ワーキングプアだけではなくて、入札行為をして請け負った、そこで働く労働者の人たちにも、最低限このぐらいの給料、給与を保障すべきだと、こういう考え方で新しい動きが出ています。ご存じだろーと思います。そういう視点から見ても、やはり安ければいいというものではない。確かに限られた予算の中で、できるだけ多い行政需要に対応していくという意味では少しでも安くという側面もあるわけですが、今申し上げた地域内再投資の視点なり雇用安定という部分から言えば、決していくらでも安い方がいいんだということにはならない。やっぱりそこには適正な水準、基準というのがあるはずなんです。そういう意味では、今後の組合においても、野田の経験にも学んで、やはりそういう視点をぜひ持ってほしいものだということで、これも提起とさせていただきます。

それから、大きい3つ目なんですけれども、予算編成過程における聞き取り、要望取りまとめなんですけど、聞き取りしていないと。第4期計画を策定するに当たって、2,000人余の方々からアンケート的なものをとった、あるいは事業者の方々からそういうことをやったんだけど、昨日来、私含めて指摘しているように、特老が建設計画がないという、言うなれば、少し言葉を極めて言うならば深刻な状態にあるわけですね。だから、どこかにやっぱり改善をしなければならない側面があるはずなんです。私はそういう意味からも、毎年度の予算編成においてもできるだけ、当局の職員の担当者のデスクワークの中での予算編成にとどまらない努力を促したい。そういうものの日々の積み重ねが被保険者、特に介護保険の場合は、今、介護を受けている方、あるいは介護に携わっているの方々、あるいは事業者の方々、この辺の方々の意向、要望、行政に対するさまざまな思いがなへんにありやというのは体现でき

るわけですよ。私はそういうものを日常的に吸収をするという、そういう努力があっただけでしかるべきだというふうに思いますので、この部分についても引き続き努力をいただきたいと思います。

代表監査委員には大変ありがとうございました。ひとつ、今後ともこの基金のあり方等々については目を光らせていただいて、適切な運営に努めるよう適正な運営を期待したいと思います。

ちょっとさかのぼりますが、最後に再々質問として、実は最初の決算見込み云々の関係でお話があったわけですが、特に介護保険関係の決算というのは国保税との連動が出てきますよね、介護分ということで。こういうふうな部分と関係するものですから、決算なり補正という形で新年度の関係がどうなるかということ、やはり組合側としても、一部事務組合のエリアとしても、一回予算組んだからいいんだということではないのではないかと、こういう思いがありますから、この部分についてももし所見があれば一言だけいただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 補正予算の基本的な考え方でございますけれども、弾力的に必要なに応じてやはりやっていくのが、一番機動力を持った形で、必要性に応じて補正を措置していくというのが私は基本だろうと思います。増額の場合も減額の場合もですけども、そのとき、そのときの状況を的確に判断して補正を措置していくという姿勢で臨んでいきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 以上で菊地善孝君の質疑を終わります。

次に、神崎浩之君の質疑を許します。

神崎浩之君の質疑は一問一答方式です。

4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 通告書を昨日、それも5時半過ぎに出しておりますので、事務局長におかれましては、後ろの方に課長も控えておりますし、隣には参事もおりますので、指名していただいて、答弁をお願いしたいと思います。

まず、20ページ、3款1項1目衛生総務費のごみ減量化対策ですね。一つは、今回これを組むに当たって、よくごみの有料化というふうな議論がよくされるわけなんですけど、今回これに当たってどういうふうな検討がされたのか、それについて触れられていたのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは、指定ごみ袋があるわけなんですけど、これについても住民の皆様からさまざまな要望があるわけなんですけど、この指定ごみ袋というのはどういうふうな経緯で今後進んでいくのか。例えば変更とか、東、西を含めて変更、例えば変更する場合には、どういうふうな手続きとか、業者も生産しているわけですよね、在庫もあると思うんですけども、仮に変更というふうなことの手続きについて、業者とかも含めてその点について教えていただきたいと思います。それがまず1つ目であります。

それから2つ目は、21ページの火葬場の管理費です。質問は、釣山、千厩の一括委託だったか、それから複数年の委託だったのではないかなというふうなことで、いつまでだったのかなというふうなことをちょっとお聞きしたかったんですが、菊地議員の答弁でわかりました。お答えがありました。平成24年の6月までだよというふうなことでありましたのでいいわけなんですけど、6社というような回答でありましたが、その6社の本社、それから現在の業者の本社、営業所なりを教えてくださいたいと思います。ちょっと苦情があってそれで聞くわけなんですけども、24時間で対応していると思いますが、今現在の6社の本社、営業所、それから今、委託を受けているところの本社、営業所、それから24時間の体制ですね、その点について、2つの項目の質問とさせていただきます。お願いします。

それから、3つ目は37ページですね、1款1項1目、第1号被保険者の保険料の滞納繰越分の積算、

内訳であります。基本的に年金天引きなんですけど、普通徴収は切符で払うというふうな制度になっております。その中で滞納繰越分ということで、この内訳について人数ですね、実人数なり、それから金額の特征的なところを教えてくださいなと。

続きまして、38ページ、4款2項2目、3目、介護予防関係なんですけど、昨日の私の一般質問で、事業仕分けで効果がないというふうなことで、国の予算が半分になるというようなお話があったわけなんですけど、この数字というのは説明では25%というふうなことなんですけど、確保できる数字なのかどうかを確認をさせていただきたいと思っております。

それから、39ページの6款3項3目県立病院等空き病床利用型云々なんですけど、簡単な説明をいただいたわけなんですけど、この金額の詳しい内容についてお願いしたいと思っております。保険料が入っていたり、それから建物に使えるお金とかさまざまあると思っておりますが、この件についてお聞きしたいと思っております。

それから、最後42ページですが、1款1項1目総務管理費の地域包括支援センター業務委託法人選考委員会ということでありますが、これについて、この選考委員ではどういうふうなものをチェックして選考していくのか、事業計画の中の46ページには、委託の決定に当たり次の内容を確認しますというふうなものがあるので、これについては詳しく説明しなくて結構ですので、特に公募に応募した理由とか、それから中立性、公平性を確保するための取り組みについて、どういうふうに審査していかれるのか、この点についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） ごみの有料化について、まずお答えをいたします。

家庭ごみの有料化につきましては、ごみの排出抑制や再生利用の促進及び排出量に応じた負担の公平などを目的に、有料化を導入する市町村が年々増加しております。岩手県におきましても、平成18年10月に研究会を立ち上げ、家庭ごみ有料化について県内の市町村と研究をしているところでございます。

県内の有料化の状況でございますが、北上市が平成20年の12月に導入をしております。また、全国の実況を見ますと、平成21年12月現在になりますけれども、1,798市町村中1,063の市町村が導入しているというような状況になっております。

さて、当組合の有料化に対する考えということでございますが、ここ数年、ごみの排出量が減量していることや、有料化は住民生活に直接影響することなどから、今後も県の研究会に出席するなどして引き続き研究してまいりたいというふうにご考えております。

指定ごみ袋の統一の関係でございます。この指定ごみ袋の統一につきましては、平成19年度に廃棄物処理懇話会を設置し、検討いただいたところであります。また、さらに平成20年度においても、一関清掃センター管内、大東清掃センター管内の住民の代表者の方からもご意見をいただき、検討を重ねた経緯がございます。

指定ごみの種類につきましては、一関清掃センター管内と大東清掃センター管内では袋の種類や名前の記入等が大きく異なるなど、指定ごみ袋の導入の経緯や地域の実情等により多様なご意見があることから、統一は難しいものと判断したところでございまして、現在の指定ごみ袋の種類は一関清掃センター管内は1種類、大東清掃センター管内は5種類としていただいております。

それで、変更する場合の手続きというふうなお話でございますけれども、統一ということになるんでしょうけれども、そのときは、この指定袋につきましては住民の生活に密着しておりますから、住民の方々からご意見をいただいて進めていくものであるというふうに考えておりますし、業者さんには、あすからというわけには当然まいりませんから、ある程度事前にお知らせをしていく必要があるかと考えております。

火葬場の管理費の委託の関係でございます。この委託の内容につきまして、主なものを申し上げますけれども、施設の運転管理業務委託、それと長期一括契約…。

本社の関係でございますね。今、その件につきましては、資料は整えておりますので、少々お待ちいただきたいと思っております。

次に、滞納繰越額の関係でございます。第1号被保険者保険料の滞納繰越分の積算内訳というようにございまして、滞納繰越分の予算額につきましては、過去の収納額の実績を勘案して計上をいたしているところでございまして、平成19年度の収納額につきましては429万1,840円、平成20年度の収納額は409万4,940円ということでございまして、平成22年度の予算額につきましては同程度の400万円ということで見込んだところでございまして、

介護予防事業費交付金についてでございます。平成22年1月15日開催の全国厚生労働関係部局長会議の資料によりますと、介護予防事業費交付金につきましては、平成21年11月に実施されました行政刷新会議において事業仕分けの対象とされました。予算要求の対象とされ、予算要求の縮減とされた上で費用対効果等の観点から、政策評価を行った上で適切な事業規模について検討するべきとの指摘を受けたところでございまして、

それで、当組合にかかわる部分でございますけれども、平成22年度予算につきましても平成21年度の予算と同額の介護予防事業費交付金額3,161万1,000円を予算を計上いたしまして、第4期の介護保険事業計画に基づき構成市町に事業の委託を行いまして、事業を推進してまいりたいというように考えております。

次に、県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金についてでございます。

この交付金は岩手県が第4期介護保険事業計画期間中、平成21年から平成23年までですけれども、この期間において交付するものでございまして、そして、目的は県立病院及び地域診療センターの空き病床を介護保険施設等として活用を図る市町村の負担を軽減し、医療と介護の連携を積極的に推進することにより、高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境の構築に資するものであり、当該市町村が運営する介護保険事業に要する経費に対して交付をいたしているところでございまして、

花泉地域診療センターの施設を活用いたしまして七星会が整備する地域密着型介護老人福祉施設について対象となり、交付金額は定員1人当たりの年額が100万円と定められており、当該施設の定員が29人であることから年額2,900万円が交付されることとなります。

次に、包括支援センター業務委託法人選考委員会の選考内容についてお答えをいたします。

この委託候補者の選考につきましては、公平かつ適正に実施するため、学識経験者、岩手県の職員、そして組合職員の5人の委員からなる地域包括支援センター業務委託法人選考委員会を設置して行ってまいりました。選考の内容は10項目ほどございまして、先ほどお話がございました基本的な方針とか地域包括支援センターの中立性、公正性を確保するための考え方、具体的な取り組み等々があるわけですが、以上10項目の内容につきまして、応募法人から提出されました応募申し込みによりまして選考委員会にヒアリングを行っているところでございまして、そして、選考につきましては、それぞれの選考委員さんに評価をしていただき、集計して行っているところでございまして、ただいま申し上げた内容は平成21年度と同じ内容でございます。以上であります。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長。

環境衛生課長（菅原 直君） 遅くなり申し訳ございません。6社の内訳でございます。本社は北上市、花巻市、一関市、新潟市、郡山市、盛岡市でございます。それから、現在契約している業者の本社は北上市でございます。それから、24時間の受付でございますが、時間外等におきましては北上の本社の方で

受け付けをしております。以上でございます。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） どうも聞いていると、通告が遅かったから明快な答弁ではないだけではない理由があるようなので、きちんと数字のこと以外で答えられる質問をしているつもりですので、どうぞ明快な答弁をお願いしたいなと思います。

まず、ごみの件であります。有料化について、これは管理者から聞いた答弁を拘束するものではないので、一般的な考えとして有料化についてコメントいただきたいなと思います。

それから、指定袋の件なんです。一つはこの前に婦人団体の方から言われたんですけども、東の方に結ぶ袋、一関も結ぶ袋にしてくれないかというふうな要望がありましたので、要望を聞いてというふうな答弁があったので、その辺について可能なのかどうかということが一つであります。

それから、私、大原の水かけ祭りに行きまして、ちょっとイベントがありまして、そこで東の方の袋でごみを持ち帰ったんですよ。そこで一関に出そうと思ったんですけども、この袋で出したらだめかなと思って、また一関の袋に入れかえて出したわけなんです。実際にどうなんですか。今はもう合併して広域でやっているんですけども、たまたま東の方の地域で、その袋でごみを集めてきたんですよ。そういう場合に一関の方で出したらどうなるのかということ、そういうふうなこともありますので、ごみの指定袋のことについて検討していただきたいなと、早速ね。統一だとかという話もあるんですが、統一もあるんですけども、その結ぶところの問題だとか、それからある市に行きますと、透明だったら何でもいいという市があるんですよ。透明だったらということなので、最初、ああいうふうな袋に至った経過もあると思うんですけども、やっぱり普通の袋より高いわけですよ。注意したいのは、ちゃんと分別してほしいわけですよ。そのときに中身が見えればいいのかというようなこともありますが、高額であるということもあるので、その辺も踏まえて答弁をお願いしたいなと思います。

それから、火葬場については、夜に火葬場に電話したんですよ。そしたら、北上につながって、広間がありますよね、広間を1室借りるのか2部屋借りるのかというふうな相談があって、そして夜、北上につながったんですね。そしたら何畳で何人ぐらい入れるのかというのがわからないわけですよ。そして、1部屋予約すればいいのか、2部屋予約すればいいのかということだったんですが、24時間連絡はつくんですが、その人が釣山斎苑の広間が何畳か、どういう広さなのか、何を貸してくれるのか、何を自分で持っていけばいいのかというふうな答えがないわけなんです。これは24時間対応になっていないというふうなこともありますのでお願いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 神崎浩之議員に申し上げますが、一問一答方式で選択されていますから、そのように質問の方をお願いします。

4番（神崎浩之君） わかりました。では、そこまで。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） ごみの有料化の問題でございますけれども、この問題は先ほど、事務局長の方からも答弁したわけでございますけれども、私はやはり住民一人一人の生活に直結する問題でもございますので、それを導入するかどうかということになれば、かなりこれは住民の方々と意見交換をした上で結論を出していかなければだめだろうと思っております。私個人としては、有料化が前向きに考えていくことがいいのではないかと考えておりますけれども、一方的な行政サイドで進めるわけにもいきませんので、これについては住民の方々、要するに利用者の方々との十分な意見交換をして合意の上で進めていくべきというふうに思っております。

それから、火葬場の分まで申し上げます。電話で夜間に問い合わせをしたのに対して十分な対応がさ

れていないと、これは非常に、24時間対応をうたっているにではなくさんな部分があると思いますので、しっかりとそのあたり含めて指導ということになりますか、よりよい内容になるように持っていきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 先ほど、婦人会さんからのというようなお話がございましたが、現在のごみ袋につきまして、名称といいますか、それらが統合前の組合名になっているところがございます。これをやはり変更していかなければならないということです。そして、取っ手をつけて結びやすいといいますか、そのような要望がございましたものですから、これらを何とか、平成21年度中に統一といいますか、そちらの方に変更しようというような考えでありましたが、市町村合併というものが出来たものでございますので、今現在、合併のそのような話題が出てきたところですが、すぐそういうデザインを変更して、また近くになってから1年後また変更するということになりますと、混乱を招くというようなことで延期をしているところでございます。合併の件が決まり次第、それら変更をしてみたいと考えております。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） それでは、第1号保険料の滞納繰越分の内訳というか人数なんですけれどもね、これについてお聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） この400万円につきましては、先ほども申し上げましたように、前年度の実績、これをもとに積算したところでございますので、特に何人という人数につきましては把握していないというようなところでございます。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） でも、人がいるわけですよね。何人くらい滞納がいるのかということを知りたいわけですよ。もし数字があればなんですけど、いいです。後から聞きます。

県立病院の空き病床について、1人100万円ということだったんですが、これの内訳はどういうものなのかなと、何に使っていいものかなと、病室の改造費なのか、それとも保険料アップに対する対応なのか、ここをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） この補助金につきましては、市町村が運営する介護保険事業に要する経費ということになっておりますので、施設の整備に関するものではございません。いわゆる運営することによりまして給付費が増になるわけですが、そちらの方の財源に充当なるということでありませぬ。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） そうしますと、保険料に手当てるのか、事務経費の方にも手当てしていいのかということを確認したいと思いますし、それから、きょうは阿部参事がおりますので、あわせてなんですけど、その施設整備に関する補助金もあったと思いますが、それもあわせて、今回の29床プラスショートステイの増床にかかわるほかからの支援策について、もう一度確認させていただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 給付費が伸びますと当然ながら財源を負担している方々に影響が出ます。そこで、この2,900万円ということですが、構成市町の負担金、そして保険料の増、その増に影響を及ぼすことですから、それに相当する分であります。

議長（岩淵一司君） 阿部介護保険担当参事。

介護保険担当参事（阿部照義君） 施設整備に関する補助金は、29床分といたしまして1億150万円の補助があるところでございます。

議長（岩淵一司君） 以上で神崎浩之君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことと決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第1号、第2号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵一司君） 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、これを承認することに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 15番、武田ユキ子君。

15番（武田ユキ子君） 緊急質問をさせていただきたいと思いますので、お許しをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（岩淵一司君） どういう件名ですか。

15番（武田ユキ子君） ありがとうございます。実は、昨日の一般質問をお聞きしておりました。勝浦議員、そしてまた、岡田もとみ議員さんの質問の中に、合併処理浄化槽の汚泥のくみ取りが3カ月、あるいは6カ月、あるいは1年近く…。

議長（岩淵一司君） 武田ユキ子議員、緊急質問ですので、内容ではなくて、どういう件名かをお話しいたします。

15番（武田ユキ子君） 件名と言いますと、今、前段申し上げていますように、合併処理浄化槽が、適正にくみ取り等で水質が保全されなければならないことがそういうことになっていないのではないのかという事実が明らかになったものですから、その事実の確認をさせていただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） ただいま武田ユキ子君から、浄化槽汚泥処理の件につきまして、管理者に対して緊急質問したいので、これの同意について、この際、日程に追加し発言を許されたいとの動議が提出されました。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

直ちに本動議を議題とし、採決を行います。

本動議のとおり、武田ユキ子君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し発言を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、武田ユキ子君の緊急質問に同意の上、日程に追加し発言を許すことに可決されました。

武田ユキ子君の発言を許します。

15番、武田ユキ子君。

15番(武田ユキ子君) 大変ありがとうございます。ご配慮に感謝申し上げます。

先ほどお話を申し上げましたとおり、昨日の一般質問におきまして、合併処理浄化槽の管理にありまして、大変私としては常識を逸脱するような運用がされているのではないかというふうに感じましたので、いずれこのことにつきましては、そういう事実がどの程度あるのか、突発的なものか、あるいは常習的にそのようなことになっているかについて、特に1年近くもということについては私の常識では到底考えられませんし、また、そのようなことが常態化しているということであれば、各ご家庭の問題だけではなくて環境問題、そのまま基準値を超えた汚水が河川に垂れ流しされているわけですから大きな社会問題であります。つきましては、その事実についてきちとした事実の報告をお願いしたいと思います。

議長(岩淵一司君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 浄化槽汚泥及び浄化槽の清掃の関係ですが、浄化槽汚泥を収集する際には、浄化槽清掃業者の方から収集業者の方に連絡をし、一体的にやるというような、業務はそのようになっております。そこで、浄化槽清掃業者から浄化槽汚泥の収集運搬業者、この実施の期限といいますが、そのようなことですが、昨日の答弁では早くても1カ月以上というようなことでありましたが、通常は2カ月以内にやってくださいというようなことで連絡をしております。ただ、そのほか、それがまず基本ということで通知をしております。そこで、6カ月とか1年とかというようなお話であります。当組合におきましてはそのような6カ月、1年かかったというようなことは聞いておりません。

議長(岩淵一司君) 緊急質問ですから、通常は再質問はないんですけども、簡潔にお願いいたします。
15番、武田ユキ子君。

15番(武田ユキ子君) 今の答弁に議長さんにご満足ですか。私が質問していることに全く答えていないんですよ。ですから、再質問しなければなりません。そういうことで、事実確認ということは、例えば大変失礼な話をしますけれども、その事実がなかったとすれば、質問者に問題があります。事実があったとすれば広域行政組合の方で、あるいはこの広域行政組合が直接の管理者でなくても、それぞれの自治体の管理、監督するところにきちと指導していかなければならないということが一つありますので、事実確認をお願いしたいということを申し出ているところでございます。

また、もう一つ申し上げれば、きのうの議論の中では、その遅れる要因として、普通のし尿と汚泥とのバランスを欠くと処理能力が落ちるというような説明がありました。昨今、特に合併浄化槽の推進を図っている今のこの時代に、今でもこのような状況で調整を図らなければならない状況というのは、早急に改善をしなければならぬ大きな課題ではないかというふうにもとらえました。いずれにいたしましても、1カ年近く放置されているということにつきましては、早急に事実の確認をしていただきたい

い。どちらに本当の答えがあるのか私は知りたいのであります。その後、その事実がはっきりした上で、次のことについて私はいろいろと当局なりに要望してまいりたいというように思っております。よろしくお取りはからいをお願いいたします。

議 長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部 修君） ただいまの緊急質問のご趣旨を体しまして、早速業者から事実関係を調査、確認をしたいと思います。

議 長（岩淵一司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議 長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 調査結果の内容について申し上げます。

浄化槽保守点検業者から、浄化槽清掃の依頼通知を受けて浄化槽を清掃する管内清掃業者全社、6社になりますが、電話にて確認をいたしました。その結果は、依頼件数のほとんどは2カ月以内で行っておりますが、3カ月で行った事例があるとのことであります。しかし、それを超える期間を要したことはないとのことであります。以上です。

議 長（岩淵一司君） 15番、武田ユキ子君。

15番（武田ユキ子君） 本当に休憩時間を割いていただきまして、調査をしていただきましてありがとうございました。いずれ、私も休憩時間にそれぞれ同僚議員等からいろいろとご教示をいただきました。そういう中から私なりに考えますことは、いずれ先ほどご指摘申し上げました、バランスをとるために待たなければならないということについての改善策は早急にとということでありまして、また、自治体がそれぞれ責任を持って、そういったし尿処理等については責任を持たなければならないということがあるといことが義務としてあるわけですし、また、一方、合併浄化槽は、個人設置型というようなものに移行している状況にありますれば、当然それらの管理については個人がそれぞれ負担をしながら良好な管理をしていかなければならないということでありまして、費用の面で大変苦慮する場面も出てくるのではないかとことも思いますので、いずれにしてもそういったことが発生する要因としてあるわけですね。遅延するというものについてのくみ取りがスムーズにいかないと、汚泥のくみ取りがスムーズにいかない要因というのはいろいろ出てくるわけですが、それらについても対応できるような対策を今後きちっととっていただけることをお願い申し上げます。

また、先ほど勝部管理者からは前向きなご答弁をいただきましたので、これで私の質問を終わりにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（岩淵一司君） 以上で武田ユキ子君の緊急質問を終わります。

議 長（岩淵一司君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部 修君） 第11回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成22年度当初予算についてご審議いただきまして、ご賛同賜りましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会で議員各位からいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、平成22年度の組合運営に資してまいりたいと思います。

今後におきましても、議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 第11回一関地区広域行政組合議会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、今までの1日間から会期を2日間に延長しての定例会でありましたが、本日閉会を迎えることができました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、懸案でありました一関地区広域行政組合委員会条例の制定、一関地区広域行政組合会議規則の一部を改正し、議会運営委員会の設置、一関地区広域行政組合の主要な施策等についての説明、協議、報告及び内部案件の調整、協議を行う場としての議員全員協議会の設置など、議会運営の充実について協議を重ねたところであります。

今定例会の議案は、専決処分1件、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算の3件でありましたが、終始活発なご審議をいただいたところであります。一般質問にありましては5名の方から特別養護老人ホーム増設への支援策、一関清掃センターに関し今後の整備のあり方、介護保険事業に関し今後の策定方針のあり方、体制について、一関包括支援センターに関する質疑など、多岐にわたり活発な議論が交わされました。

当組合は、ごみ処理やし尿処理などの衛生関係、介護保険事業に関する事務などを共同処理するための組合であります。一般廃棄物処理施設は住民の生活に深く結びついていますことから、今後におきましても適正な維持管理に努めてまいらなければなりません。また、介護保険事業にありましては、管内人口の減少と相まって、高齢化率は年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと推測されますことから、高齢者の皆様が安心して暮らせる介護保険事業が安定的に運営されることを望むものであります。

質疑の中においてさまざまな意見が寄せられましたが、これらの諸課題に即応した施策の展開が強く求められております。常に住民福祉の向上のため行政サービスの向上に意を配し、効率的な行政執行に努められますようお願い申し上げます。我々議員も住民の負託にこたえ、更なる努力を積み重ね、住民福祉の向上のためその職責を全うしていかなければならないと考える次第であります。

終わりに、今定例会の運営にあたり、ご協力賜りました議員各位、管理者を初め副管理者、代表監査委員、職員の皆様に、改めて深く御礼を申し上げまして、今定例会閉会にあたりましてのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 以上をもって第11回一関地区広域行政組合定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

閉会 午後1時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 淵 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 神 崎 浩 之

一関地区広域行政組合議会議員 菅 原 巧